# 2012 法廷通訳の仕事に関する調査 報 告 書 (PDF 版)

# 2012 Court Interpreters in Japan Survey Report

日本語版 英語要旨付 Japanese version with summary in English



# 静岡県立大学法廷通訳研究会

高畑 幸 (静岡県立大学)

水野かほる (静岡県立大学)

津田 守 (大阪大学)

坂巻静佳 (静岡県立大学)

森 直香 (静岡県立大学)

# University of Shizuoka Court Interpreters Research Team

Sachi Takahata (University of Shizuoka)

Kaoru Mizuno (University of Shizuoka)

Mamoru Tsuda (Osaka University)

Shizuka Sakamaki (University of Shizuoka)

Naoka Mori (University of Shizuoka)

# 目次

| は  | じめに                              | 1   |
|----|----------------------------------|-----|
| 1. | 調査結果のまとめ                         | 2   |
| 2. | 単純集計                             | 6   |
| 3. | 自由回答から~わかりやすい、訳しやすい日本語表現         | .16 |
| 4. | 自由回答から~法廷通訳という仕事に思うこと            | .21 |
| 5. | 単純集計数値入り調査票                      | .35 |
| 6. | Summary of Results of the Survey | .50 |

# はじめに

この報告書は、2012年12月から2013年1月に静岡県立大学法廷通訳研究会が行った「2012法廷通訳の仕事に関するアンケート調査」の集計結果をまとめたものです。

外国人が関わる事件において、裁判所では、被疑者への勾留質問、起訴状の翻訳、公判の通訳などで外国語の翻訳および通訳が必要とされます。最高裁判所では通訳人候補者名簿(随時更新)を作成しており、そこには 2012 年 4 月 1 日現在、全国で 62 言語、4,067 人が、居住地の地方裁判所を通じて登載されています(最高裁判所事務総局刑事局『平成 25 年版ごぞんじですか法廷通訳』)。この名簿をもとに、事件ごとに裁判所での法廷通訳人として選任されます。そして、公判前整理手続ないしは公判の開始前に宣誓をした後に、その事件に限って通訳翻訳業務を遂行することになります。本調査は、公判の通訳経験がある人を対象にしました。「法廷通訳人」という職業としての肩書きはないのですが、本アンケート調査では、このように裁判所で通訳翻訳実務を行う通訳人のことを便宜的に「法廷通訳人」という言葉で呼んでいます。

「市民的権利及び政治的権利に関する国際規約」および「刑事訴訟法」により、被告人が日本語に通じない場合、法廷通訳人なしで開廷することはできません。しかし、警察・検察での通訳に比べて、公開法廷で通訳する法廷通訳は負担が重いため敬遠するという方もおられるようです。これまで法廷通訳人が抱える「負担」についての量的調査はありませんでした。そこで、法廷通訳人が感じる負担は何か、それを軽減するためにはどのような制度的改革と運用面での配慮が求められるのかを明らかにし、その改善に向けた提案をすることを目的として行ったのがこのアンケート調査です。本調査で得られた知見が、法廷通訳人への理解を深め、その負担軽減につながる一助となれば幸いです。

なお、この調査の実施および報告書の作成には、以下の2つの研究助成を得ています。①科学研究費助成(挑戦的萌芽研究・2012-2014年度)「司法通訳人の負担軽減のための学際的研究—就労環境整備と日本語運用技術の改善—」(課題番号:24653121、代表:静岡県立大学・水野かほる)、②静岡県立大学教員特別研究推進費(2012年度)「司法通訳の円滑な運用と制度構築のための予備的研究」(代表:水野かほる)。

末筆ながら、本調査の実施にご協力いただきました法廷通訳人の皆様、関係 団体の皆様、そしてこの問題に関心を持つ皆様に深く御礼申し上げます。

2013年3月 静岡県立大学法廷通訳研究会 代表 水野かほる

### 1. 調査結果のまとめ

この調査は、日本で法廷通訳経験がある方を対象としたものです。101 人から寄せられた回答からわかるのは、「日本国内外で語学を習得した高学歴の 40 代」が多いこと、また比較的女性が多い語学の専門家集団だということです。通訳言語は英語、中国語から、ペルシア語、インドネシア語等の「少数言語」まで、さまざまです。「自分の能力を生かしたい、社会貢献をしたい」との思いから法廷通訳人を志した方が多数です。

法廷通訳人は、「法曹三者の発言は主語・述語がハッキリしないことがあり、またひとつの文が長く、訳しづらい」と言っています。「法廷通訳はやりがいのある仕事」だと考えていますが、通訳翻訳業務の過程で疲労やストレスを感じています。また、回答者のうち39人が裁判員裁判を経験していました。そのうち、裁判員裁判制度の導入により集中審理が行われるため、通訳人の負担が増えたと感じる人は8割にのぼります。

自由回答欄では、公判前に翻訳すべき文書(冒頭陳述等)は時間的な余裕をもって送付してほしい、報酬の算定基準を明確化してほしい、研修の機会を増やしてほ しい、裁判所内に通訳人の休憩所を作ってほしい、などの要望がありました。

#### 調査の概要

▼調査主体:静岡県立大学法廷通訳研究会(University of Shizuoka Court Interpreters Research Team)。構成員:水野かほる(代表、静岡県立大学准教授・日本語教育)、津田守(大阪大学教授・通訳翻訳論、法廷通訳人)、高畑幸(静岡県立大学准教授・社会学、法廷通訳人、アンケート調査担当)、坂巻静佳(静岡県立大学専任講師・国際法)、森直香(静岡県立大学専任講師・スペイン文学)。▼調査の目的:法廷通訳者が感じる負担は何か、それを軽減するためにはどのような制度的配慮が必要なのかを明らかにし、その改善に向けた提案をする。▼調査対象:日本国内で法廷通訳の経験がある方。▼調査方法:紙媒体の調査票とオンラインで回答できる調査票(Google フォーム)を併用。サンプリングは機縁法。▼調査票の言語:日本語。▼調査時期:2012年12月8日から2013年1月31日。▼調査票配布数:印刷物50票、オンラインアンケートは配布数計算不可能。▼回収数:101票。▼有効回答数:101。▼事務局:静岡県立大学国際関係学部・高畑研究室内。

回答者は女性が3分の2。40代を中心に、首都圏・近畿地方・東海地方の都市 部居住者が多い。学歴は大学・大学院卒が多く、第一言語は日本語が半数。

▼性別は、回答があった 100 人のうち、女性は 62 人 (62.0%)、男性は 38 人 (38.0%) でした。年齢は 40 代 (44.6%) が最も多くなっています。▼居住地は、首都圏 (39.6%) が最多です。▼学歴は、大学卒業以上 (大学院等) が 46 人 (46.0%) で最多です。▼第一言語は、日本語が半数以上の 56 人 (55.4%)ですが、日本語以外も 26 人 (25.7%) と、留学生等として来日し日本語を習得した後に法廷通訳となる外国出身者も多いことがわかります。

世帯構成は「夫婦と子ども」が約4割。回答者の半数が家計の主な担い手で、 個人の主な収入源は司法以外を含めた通訳・翻訳が多い。

▼世帯構成は、「夫婦と子ども」が多く(38.4%)、配偶者との二人暮らし(18.2%) 次いで一人暮らし(17.2%)となっています。▼自分が家計の主な担い手とい う回答者は49.5%。▼回答者個人の主な収入源は、①司法以外の翻訳・通訳 (27.6%)、②司法通訳・翻訳(24.5%)、③語学関係以外の被雇用者(16.3%) と続きます。語学学校や大学の教員は常勤・非常勤あわせて24.4%おり、大半 が語学のプロとして働いていることがわかります。

法廷通訳への動機は、①自分の能力が生かせる、②社会貢献ができる、③自分 の能力向上につながる。自分から裁判所に連絡をとり、希望した人が多い。

▼法廷通訳への動機(複数回答)では、①自分の能力が生かせる(67.0%)、②社会貢献ができる(61.0%)、③自分の能力向上につながる(57.0%)、④外国語ができる者としての使命感(51.0%)、⑤新しいことに挑戦できる(48.0%)でした。▼逆に、「報酬が良いこと」を動機とした人の割合は、15.0%にとどまります。▼入職経路は、自分から裁判所に連絡をとり希望した人が46.0%と最多でした。

通訳言語は、英語、中国語(北京語)、韓国・朝鮮語、スペイン語が多い。インドネシア語、ペルシア語等、少数言語の通訳人も必要とされている。

▼通訳言語(複数回答)で最も多いのは英語(20.8%)、次いで中国語(北京語) (13.9%)、韓国・朝鮮語とスペイン語(ともに11.9%)でした。▼「その他」 言語では、インドネシア語、マレーシア語、ペルシア語、ヘブライ語、スウェーデン語、ポーランド語等があります。

法廷通訳開始年は 1986 年から 2012 年まで。担当事件件数は 10 件以下の層と 201 件以上の層に分かれる。外国人事件数が多い首都圏での通訳経験がある人 が多く、警察・検察等での司法通訳経験も。裁判員裁判経験者は約 3 分の 1。

▼法廷通訳開始年は1986年から2012年までさまざまですが、開始時期で最も多いのは1996-2000年でした。担当件数では、1-10件が多く(31.7%)、次いで201件以上(18.8%)となります。▼担当事件の管轄高裁(複数回答)では、東京高裁管内が最多(53.5%)で、外国人事件および通訳人の数は都市部に偏っていることがわかります。▼法廷通訳だけでなく、警察や検察庁での捜査通訳経験者も多くいます。▼裁判員裁判経験者は39人(38.6%)ですが、中には2012年から法廷通訳を始めたが担当事件のほとんどが裁判員裁判という回答者もいました。▼法廷通訳人として自分は「中堅」だと思う人が回答者の約半数をしめています。

8割以上が、法曹三者の発言が訳しにくいと感じたことがある。
比較的訳しやすいのは裁判官。主語と述語が明確で、センテンス(文)が短く
構造がわかりやすいことが、訳しやすさにつながる。

▼法曹三者の発言を訳しにくいと感じることが「よくある」と「たまにある」を合わせて 87 人 (87.0%)。▼比較的訳しやすいのは裁判官の発言 (49.5%)でした。▼わかりやすさを感じる話し方として、①主語と述語が明確(62.0%)、ひとつのセンテンス (文) が短い (62.0%)、②センテンスの構造がわかりやすい (60.0%)、③適当な速度 (58.0%) があげられました。

法曹三者で比較的訳しにくいのは検察官。センテンスの構造がわかりにくく長い、発言の意図がはっきりしないことが訳しにくさにつながる。

▼逆に、比較的訳しにくいのは検察官の発言(42.0%)でした。▼わかりにくく感じる話し方として、①センテンスの構造がわかりにくい(58.6%)、②ひとつのセンテンスが長い(56.6%)、③発言の意図がはっきりしない(52.5%)があげられました。

法廷通訳で疲労やストレスを感じる人は9割弱。その結果、集中力が途切れや すくなる、単語がとっさに出てこない、ミスをしないかと不安になる。

▼法廷通訳をしていて疲労やストレスを感じることが「よくある」と「たまにある」を合わせて88人(87.2%)。▼疲労やストレスが原因で起こること(複数回答)は、①集中力が途切れやすくなる(54.5%)、②単語がとっさに出て来

ず苦労する(52.3%)、③ミスをしないか不安になる(45.5%)でした。その結果、④的確な訳が出て来ずに、一度訳したものを言いなおす(42.0%)、⑤小さな訳し落としをする(39.8%)などへつながるようです。

法廷通訳人は大きな心理的負担を感じている。公の場で通訳するプレッシャー、誤訳を指摘され批判されることへの不安、自分の誤訳や訳し落としで被告人等の人生が左右される不安等。

▼法廷通訳人が感じる心理的負担(複数回答)としては、①公の場で通訳するプレッシャー(51.5%)、②誤訳を指摘され批判されることへの不安(34.7%)、③自分の誤訳や訳し落としにより他人(被告人等)の人生が左右されることへの不安(32.7%)があげられました。

通訳報酬は少ないと感じる回答者が3分の2。主な理由は、①責任の重さに比べて報酬が低いこと、②公判前に関係資料を翻訳するのが無報酬。問題は、報酬の明細が示されず、算定基準があいまいなこと。

▼通訳報酬が「少ない」「どちらかといえば少ない」を合わせて 67.0%。その理由(複数回答)は、①責任の重さに比べて報酬が低い(82.1%)、②公判前の関係資料の翻訳が無報酬(79.1%)、③他の通訳の仕事に比べて報酬が低い(52.2%)でした。▼法廷通訳報酬で問題だと感じているのは、①明細がわからない(64.8%)、②算定基準があいまい(62.6%)、③事件の難易度が報酬に反映されない(52.7%)、④能力の差が報酬に反映されない(41.8%)でした。

裁判員裁判で通訳人の負担が増えたと感じる人は8割超。理由は、①連日公判があり、翌日の準備の時間が足りないこと、②翻訳が必要となる書類が多く準備の時間が足りないこと、③拘束時間が延びたこと。

▼裁判員裁判経験者 39 人のうち、この制度の導入で通訳人の負担が「とても増えた」「少し増えた」と感じるのは 84.2%。▼理由は、①集中審理により連日公判があり、翌日の準備時間が不足 (71.9%)、②翻訳が必要となる書類が多く準備時間不足 (65.6%)、③拘束時間が延びた (59.4%) などでした。

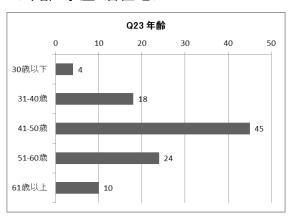
(注)35 ページから、単純集計数値入り調査票を掲載しています。こちらもあわせてご覧ください。

# 2. 単純集計

○グラフ中の数値は実数です。35ページからの「単純集計数値入り調査票」もあわせてご覧ください。

#### 回答者の属性

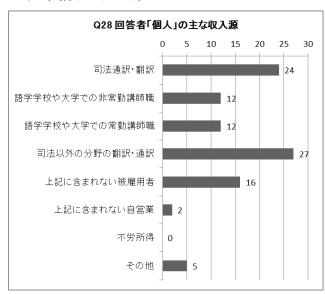
#### <年齢·学歴·居住地>



回答者 101 人のうち、性別の回答があったのは 100 人で、そのうち女性は62 人(62.0%)、男性は38 人(38.0%)でした。年齢層(回答者 101 人。以下、N=101 と略す)は40代が45人(44.6%)と多くなっています。学歴(N=100)は、大学院等を合わせて教育年数17年以上が最多(46人、46.0%)で、

次いで大学卒(39人、39.0%)となっています。高学歴かつ経験を積んだ人たちが法廷通訳人を務めていると言えるでしょう。居住地(N=101)は首都圏(40人、39.6%)、近畿地方(25人、24.8%)、東海地方(19人、18.8%)と、都市部が多くなっています。

#### <世帯構成・収入源>



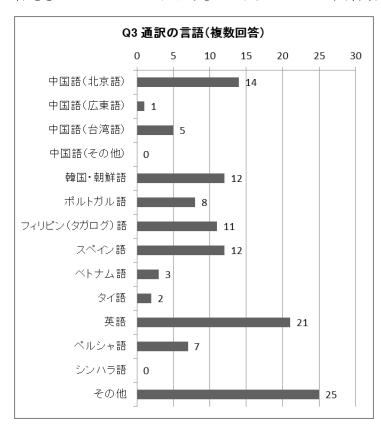
世帯構成(N=99)では「自分と配偶者と子ども」が多く(38人、38.4%)、家計の担い手か否か(N=99)を尋ねると、担い手である回答者が半数にのぼります。回答者個人の主な収入源(N=98)は司法以外の翻訳・通訳が最多(27人、27.6%)です。司法通訳・翻訳(24人、24.5%)と、「司法通

訳・翻訳」「語学学校や大学での

非常勤講師および常勤講師」を合わせて「語学で食べている人」は 75 人(76.5%) にのぼります。すでに語学の専門家として多方面で活躍している人が法廷通訳をしていると言えるでしょう。

#### <第一言語·通訳言語>

第一言語 (N=101) は日本語という人が 56 人 (55.4%) で、国内外の学校で語学を習得してきました。また、第一言語が外国語という回答者も 26 人 (25.7%) おり、留学生等として来日し、日本語を習得した後に法廷通訳となる外国出身者も多いことがわかります。バイリンガルの回答者は 19 人 (18.8%) でした。



回答者の通訳言語(複 数回答、N=101) は多岐に わたります。多いのは英 語(21人、20.8%)、中国 語(北京語)(14人、 13.9%)、韓国・朝鮮語(12 人、11.9%)、スペイン語 (12人、11.9%) です。 しかし少数言語の回答者 も多く、「その他」言語に は、インドネシア語、ペ ルシア語、ヘブライ語、 スウェーデン語、ポーラ ンド語、マレーシア語、 トルコ語、ウルドゥー語、 ミャンマー語、フランス

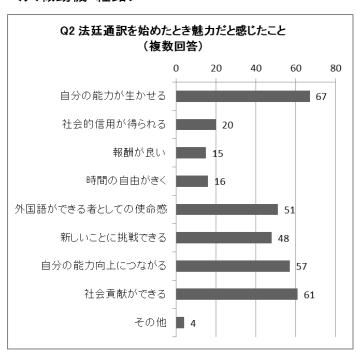
語、ドイツ語等が含まれています。

参考までに、最高裁判所発行の『平成 25 年版 ごぞんじですか法廷通訳』によると、平成 23 年に法廷で使用された外国語と通訳人のべ数は 2,658 人で、言語別内訳は、①中国語 (33.4%)、②フィリピノ (タガログ) 語 (12.2%)、③韓国・朝鮮語 (9.4%)、④ポルトガル語 (8.3%)、⑤ベトナム語 (7.9%)、⑥スペイン語 (7.6%)、⑦英語 (7.4%)、⑧タイ語 (3.2%)、⑨ペルシア語 (2.9%)、⑩シンハラ語 (0.9%)、⑪その他 (6.8%) となっています。

法廷で使われる言語では英語の割合は低いのに対し、アンケート回答者には 英語通訳者の割合が高くなっています。これは、上記「通訳言語」の質問は複 数回答ですので、「英語通訳者」には、日英通訳者だけでなく三言語通訳者(日・ 英・フィリピン等)もカウントされたためだと思われます。

#### 法廷通訳の経験

#### <入職動機・経路>



法廷通訳を始めたときに 仕事として魅力だと思った こと(複数回答、N=100)は、 ①自分の能力が生かせる (67人、67.0%)、②社会貢献ができる(61人、61.0%)、 ③自分の能力向上につながる(57人、57.0%)となっています。逆に、報酬が多いことを挙げたのは15人 (15.0%)にとどまり、金銭的対価よりもやりがいに価値がおかれています。

入職経路(N=100)は、自分から裁判所へ電話をして法廷通訳を希望したという人が46人(46.0%)と最多でした。また、家族や友人・知人からの紹介、学校の先生からの紹介、また「その他」では、警察や検察庁で通訳をしていたところ、法廷通訳を勧められたという回答が複数ありました。

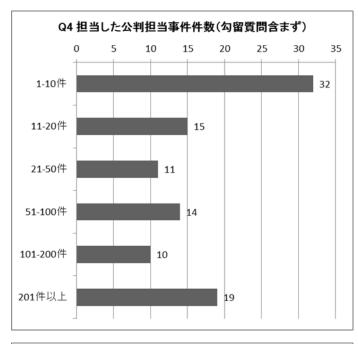
法廷通訳になるために特別な資格は必要ありません。そのため、法廷通訳を 志望する人は裁判所に連絡をとり、導入研修を受けて、通訳ができそうだと判 断されれば通訳人名簿に登載されます。その後、裁判所から通訳の依頼があり、 本人が引き受ければ、その事件の法廷通訳を務めることになります。

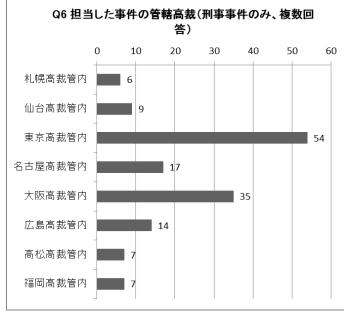
#### <通訳開始年·担当事件件数·場所·自己認識>

法廷通訳開始年 (N=101) は 1986 年から 2012 年まで開きがありますが、1996 ~2000 年が 25.7%と最多です。担当件数 (N=101) ではビギナー層 (1-10 件: 32 人、31.7%) とベテラン層 (201 件以上: 19 人、18.8%) に分かれます。

ベテラン層に難しい法廷通訳事件が集中して依頼される傾向があり、その結果、専業法廷通訳人として働く人がいると思われます。一方、上に示したように「語学職」で生計を立てている回答者が多いことから、ここでいう「ビギナ

一層」には、法廷通訳人としての担当事件件数は少なくても、他分野の通訳・ 翻訳経験は豊富な人が含まれると推察されます。





担当事件の管轄高裁(複数 回答、N=101)では、東京高裁 管内が54人(53.5%)と最多 です。次いで、大阪高裁管内 (35人、34.7%)、名古屋高 裁管内(17人、16.8%)と、 三大都市圏で外国人事件が多 いことがわかります。

法廷通訳人としての自己認識(N=101)では、「中堅だ」という人が49人(48.5%)と多く、次いで「ベテラン」(29人、28.7%)、「ビギナー」(21人、20.8%)となります。

自分を通訳人としてどう位 置付けるかは主観的なもので、 事件担当件数の多少がそのま ま自己認識につながるわけで はありません。換言すれば、 法廷通訳人の「経験値」を客 観的に測るためのスケール (尺度、判定基準) は存在し ないのです。

#### わかりにくい・訳しにくい日本語

法曹三者の発言が訳しにくいと感じたこと(N=100)が「よくある」と「たまにある」を合わせて 87 人 (87.0%)にのぼります。法曹三者の中で比較的、訳しやすい発言(複数回答、N=101)をするのは裁判官(50 人、49.5%)だと評価されています。わかりやすく感じられる話し方(N=100)としては、①主語と述語が明確、ひとつのセンテンスが短い(ともに 62 人、62.0%)、②センテン

スの構造がわかりやすい(60人、60.0%)、③適当な速度(58人、58.0%)が あげられています。

Q12 わかりやすい話し方 (複数回答、N=100)

| 声の大きさが適当である     | 37 | 37.0% |
|-----------------|----|-------|
| 話す速度が適当である      | 58 | 58.0% |
| はっきりした発音で話す     | 44 | 44.0% |
| ひとつのセンテンスが短い    | 62 | 62.0% |
| センテンスの構造がわかりやすい | 60 | 60.0% |
| わかりやすい語彙の使用     | 48 | 48.0% |
| 主語と述語が明確である     | 62 | 62.0% |
| 法廷独特の言い回しを使わない  | 31 | 31.0% |
| 発言の意図が明確である     | 56 | 56.0% |
| 身振り手振りを交えて話す    | 2  | 2.0%  |
| 通訳人に気配りをしてくれる   | 56 | 56.0% |

逆に、比較的訳しにくい発言(複数回答、N=100)をするのは検察官(42 人、42.0%)との回答でした。わかりにくく感じる話し方(複数回答、N=99)としては、①センテンスの構造がわかりにくい(58 人、58.6%)、②ひとつのセンテンスが長い(56 人、56.6%)、③発言の意図がはっきりしない(52 人、52.5%) ことがあげられていました。

Q14 わかりにくい話し方 (複数回答、N=99)

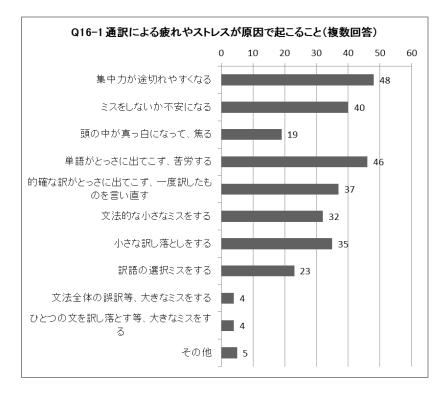
| 声が小さい           | 23 | 23.2% |
|-----------------|----|-------|
| 話す速度が速すぎる       | 41 | 41.4% |
| 発音がはっきりしない      | 24 | 24.2% |
| ひとつのセンテンスが長い    | 56 | 56.6% |
| センテンスの構造がわかりにくい | 58 | 58.6% |
| 難解な語彙を使う        | 45 | 45.5% |
| わかりにくいセンテンスで話す  | 48 | 48.5% |
| 法廷独特の言い回しを使う    | 33 | 33.3% |
| 発言の意図がはっきりしない   | 52 | 52.5% |
| 身振り手振りがない       | 2  | 2.0%  |
| 通訳人への気配りがない     | 36 | 36.4% |

ここで、「センテンスの構造がわかりやすい/わかりにくい」について説明を加えましょう。「Aさんは家に到着してすぐに仕事を始めた」ことを表現するのに、「すでに家に到着していたAはすぐに仕事を始めた」と言うのと、「Aはすでに家に到着していて、すぐに仕事を始めた」と言うのとでは、前者は関係代名詞を使って訳すため「訳しにくく」、後者は主語+述語、主語+述語を2回繰り返して訳せば良いので「訳しやすい」となるわけです。また、ひとつのセンテンスが長いと、それだけセンテンスの構造が複雑になりがちで、いざ逐次通訳をしようというときに、どれを主語、どれを述語として訳さねばならないか判断に時間がかかります。

そのほか、「通訳人への気配りがない」(36人、36.4%)、「法廷独特の言い回 しを使う」(33人、33.3%)等も「訳しにくい」原因となります。

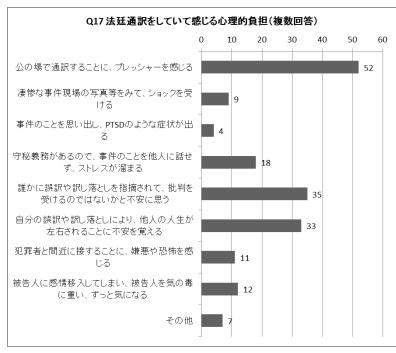
検察官の発言がわかりにくいのは、おそらく検察官は反対尋問をする場面が多いためだと思われます。接見等で打ち合わせができる主尋問に比べ、反対尋問では、検察官自身もその場で質問を練りながら発言するため、「わかりにくい」「訳しにくい」と感じられる表現になりがちなのかもしれません。「訳しやすい・訳しにくい表現」の具体例は、16ページからの「自由回答から」にも書かれていますので、そちらもご覧ください。

#### 法廷通訳の疲れとストレス



法廷通訳で疲れ やストレスを感じ たこと (N=101) が 「よくある」「たま にある」人を合わせ ると88人(87.2%) にのぼります。疲れ を感じた回答者(複 数回答、N=88) は、 それが原因となっ て、①集中力が途切 れやすくなったり (48人、54.5%)、 ②単語がとっさに出て来なくなり(46 人、52.3%)、③ミスをしないか不安になる(40 人、45.5%)という気持ちを抱えることになります。その結果、④的確な訳が出て来ずに、一度訳したものを言いなおす(37 人、42.0%)ことや、⑤小さな訳し落としをする(35 人、39.8%)ことといった小さなミスが生じているようです。

「法廷通訳人の集中力が続く時間には限度があるので、法廷通訳人の状態を見つつ、適度な間隔で休憩時間を入れるよう、裁判所にお願いしたい」という意見がありました。また、多くの裁判所には通訳人の休憩所がありません。公判前に書類や訳文のチェックをしたり、公判後に一杯お茶を飲んで疲れをとるなど、通訳人が自由に使える休憩所を設けてほしいとの要望が自由回答欄に書かれていました。

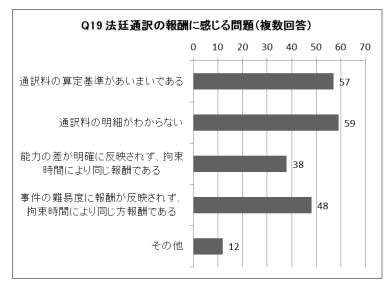


法廷通訳人は大きな心理的負担を感じています(複数回答、N=101)。警察・検察庁での通訳は非公開の場ですが、法廷通訳は公開法廷でで、の人びとが見ているくの人びとが見ている。②はいから誤訳を指摘され批

判を受けることへの不安(35人、34.7%)、③自分の誤訳や訳し落としにより他人(被告人等)の人生が左右されることへの不安(33人、32.7%)もあります。法廷通訳という仕事に伴う社会的責任の大きさを常に感じながら、法廷通訳人は働いていることがわかります。

#### 法廷通訳の報酬

法廷通訳の報酬 (N=100) が「少ない」「どちらかといえば少ない」と回答した人は合わせて 67 人 (67.0%) になります。「少ない」と感じる回答者へその理由 (複数回答、N=67) を尋ねると、①責任の重さに比べて報酬が低い (55 人、



82.1%)、②公判前の関係 資料の翻訳が無報酬 (53 人、79.1%) という意見 が多くありました。

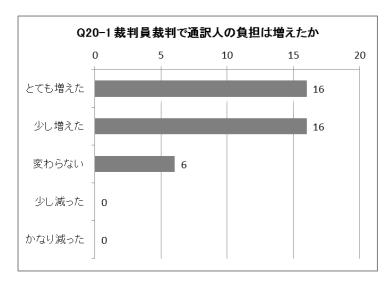
公判前に冒頭陳述や証 拠関係カード、論告要旨、 弁論要旨等の書類が通訳 人のもとヘファックスま たは郵送で送られてくる のですが、その送付は公 判直前になることもあり

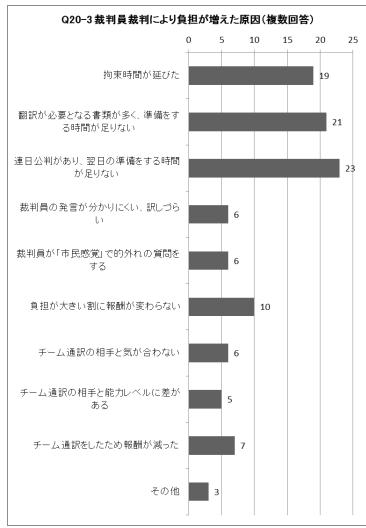
ます。自由回答欄には「徹夜で翻訳をしたことがある」との回答もありました。 事前に翻訳しなければ、公判で検察官・弁護人が書面を読み上げるのに合わせ て通訳するのは難しいので、前日までに書類を翻訳するのは必須の作業です。 この部分が無報酬で、さらには時間的に差し迫っていることが、余計に辛さを 感じさせているのかもしれません。また、英語・中国語等で会議通訳経験があ る回答者からは、「他の通訳の仕事に比べて法廷通訳は報酬が低い」との意見も ありました。

法廷通訳の報酬について問題に感じること(複数回答、N=91)を尋ねると、①明細がわからない(59人、64.8%)、②算定基準があいまい(57人、62.6%)といった指摘がありました。法廷通訳人には、「時給○○円で、△△時間働いたので□□円を払います」といった明細は明らかにされず、支払通知にもそのような記載はありません。地方裁判所ごとに報酬基準が違うのではないかと思うこともあります。当然ながら、事件の難易度や法廷通訳人の能力が報酬に反映されているか否かもわかりません。通訳人としては、難しい事件に対し「自分の能力を出し切って長時間働いた」と思っていても、約1か月後に裁判所から届く、金額だけが表示された支払通知を見て報酬の少なさに驚くことがあるのです。

先に「法廷通訳をするための特別な資格はない」と書きましたが、法廷通訳に就くための資格の認定は不明瞭で、その報酬の算定基準・明細はあいまいで、さらにはその能力認定基準も公開されていません。通訳人からすれば、自分が裁判所からどう評価され、それが報酬に反映されているのか否かがわからないというのが現状です。

#### 裁判員裁判制度導入後の通訳





じている回答者もいました。

回答者 101 人のうち裁 判員裁判経験があるのは 39人です。裁判員裁判制 度導入により通訳人の負 担が「とても増えた」「少 し増えた」と感じる人は、 39人中32人(84.2%)に のぼります。その理由(複 数回答、N=32) は、①集 中審理により連日公判が あるため、翌日の公判の ための書類翻訳等、準備 に要する時間が足りない (23人、71.9%)、②翻訳 が必要となる書類が増え、 準備時間が足りない(21 人、65.6%)、③拘束時間 が延びた(19人、59.4%) というものでした。

また、裁判員裁判では チーム通訳(複数の通訳 人が交代で通訳する)が 導入されています。 チーム通訳になって負担がる ったという意見がもうと気が はいたという意見がもうと気が はいたとが かの担当通訳人)と気が 合わない、 世上で、 やりづらいと感

#### (注)

- ①集計は小数第 2 位を四捨五入して算出しました。したがって、回答率を合計しても 100% ちょうどにはならず、1%の範囲で増減することがあります。
- ②回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数 N として算出しました。したがって、複数回答の設問は、すべての比率を合計すると 100%を越えることがあります。
- ③N(Number of Cases の略)は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示します。
- ④本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化しています。
- ⑤設問に対する「無回答」がある場合にはこれを表示しないため、基数 N は設問により異なります。
- ⑥本報告書でのデータ提示は単純集計にとどめ、クロス集計、インタビューデータとの組み 合わせ等、さらなる分析は別稿にて報告・出版予定です。

# 3. 自由回答から~わかりやすい、訳しやすい日本語表現

○自由回答欄への記述は、できる限り原文のまま載せています。一部、執筆者が特 定されないよう、また読みやすさを考慮して編集を加えていることをお断りします。

#### 法曹三者に工夫してほしいこと

#### <短く話してほしい>

- ○ひとつのセンテンスを短くしてほしい。
- ○長い文章を一気に話されると、通訳も一番プレッシャーですし、質問を待っている外国の方も「こんなに長いという事は何があるのか?」と不安になるようでした。
- ○センテンスを短くしてほしい。棒読みではなく語りかける口調で読んでもら えると頭に入りやすい。

#### く主語・述語をはっきりと>

- ○きちんと主語と述語のある文章を話してほしい。
- ○主語、時制を明確に。
- ○主語述語が明確であること、挿入句をはさまないこと、センテンスを短めに 話すことをお願いしたい。
- ○常に主語を述べ、出来るだけわかりやすい構造の日本語で、短い文章で話してもらえると訳しやすくなる。本人も気づいていないと思うが、話している間にポイントがずれたりして、話し始めと話し終わりの主語と述語が一致しないような、日本語として成り立たない文を使うことはやめてほしい。簡潔に発言してほしい。
- ○特に主語や指示語を毎回わかりやすくしてほしい。そうでないと誤訳してしまう可能性があるし、こちらから何度も確認すると流れが悪くなる。
- ○被告人質問、証人質問が連続で1時間以上になる場合は通訳人も疲労が増してくるので、「主語をはっきり」「センテンスを短く」「わかりやすくはっきりした口調で」お願いしたい。
- ○主語と述語、修飾と被修飾の関係などを明確にしてほしい。
- ○できるだけ、主語を明確にしてもらう。「同業者間での会話」の意識をなくしてもらう。発音でも意味においても述語をあいまいにしない。日本語では否

定語は文末に来てしまうので。

#### くゆっくりと>

- ○ゆっくり話してほしい。
- ○短いセンテンスでゆっくりと話してもらいたい。特に検察官は書いたものを 機関銃のように読み上げる人もあり、困難に感じることも多い。
- ○逐次通訳なので、とにかく聞き取ってメモをする必要があります。ウィスパリング(注:通訳者がブース内ではなく、通訳を必要とする人間の近くに位置して通訳をしていく)という特性を理解した上で、聞き取りやすい発音とスピードを心がけてほしい。

#### <平易な言葉で>

- ○一般的にいう業界用語を多用する。特に若い弁護士に多い。いかにも勉強してきた法律用語、さらに語彙の乏しさ表現力の貧弱さが目立つ。例えば、「その言葉ではすぐに訳せないので、何かほかの表現は?」と言った途端、迷ったあげく「いや、それで訳してください」。結局は裁判長が助け舟を出してくれた。
- ○法廷独特の言い回しをなるべく避けてほしい。被告も裁判員も法律用語がよくわかるわけではないので、わかりやすい語を選んで発言してほしい。
- ○普通の日本語を使い、センテンスは長くとも、きちんと逐次通訳ができるように区切って話してほしい。
- ○外国語によっては四字熟語を訳出する事が難しい言語もある。訳出しやすい 平易な言葉を使用した方が特に通訳が外国人の場合、誤訳が少なくなるので はないだろうか。
- ○被告人を含め、裁判員や通訳人等の素人を相手に審理を行われていることを、 常に念頭においてほしい。
- ○特殊な語彙が多いのに、通訳人の研修などは限られている。もう少しわかり 易い語彙、話し方であれば、誤訳も減ると思う。
- ○あくまでも外国人を相手にする裁判です。日本で教育を受けてきた日本人と は違うから法廷通訳を入れたのにも関わらず、日本人同様の日本語で裁判を するのは(裁判用語、しかるべき等)違うと思います。ここでこそやさしい 日本語を取り入れるべきだと思います。
- ○調書の読み聞かせなども,可能な限り独特の言い回しを避ける方向で検討いただきたい。例えば、公正証書等原本不実記載罪、強制送還(退去強制処分による退去)等。

○なによりもまず、通訳人にではなく、日本の裁判手続や法文化を理解しない 被告人に分かるように、と心がけて発言してほしい。難しい、分かりにくい 話し方は、通訳人以上に被告人が難しく感じ、分かりにくいであろうからで ある。

#### <質問の意図を明確に、具体的に>

- ○質問の意図を明確にしてほしい。誤解を招くような表現は避け、通訳人があいまいさを避けるために質問した時は、それにきちんと回答してほしい。
- ○「被害者に対してどう思っていますか?」というような質問のされ方だと、「かわいそうだと思う」というような、違和感のある返事が返ってくることが多いので、「被害者に対して自分は悪いことをしたと思うか」などともう少し具体的な言葉を入れてほしい。
- ○あまり幼稚でも困るし、専門用語は通訳としても当然勉強すべきであろう。 ただ、反対尋問や証人尋問の際は駆け引きがあるので類似した質問や切り口 を変えた質問が多いのは理解できるが、時には何を聞きたいのか分からない こともある。このあたりは、特に検事や弁護士には通訳への気配り、事前調 整もあってもいいかも知れない。
- ○被告人質問の際などに長い前置き、個人的な感想は入れない方が良い。何が 聞きたいのか、要点を確実にした上で端的な質問をすると通訳も訳出がやり やすいし、答える側も質問の意図がわかりやすい。
- ○あいまいな表現を避けていただけると助かります。
- ○被告人の発言を引き出そうとするのは分かるが、どういう言質をとりたいのかはっきりせず、回りくどい言い方をすることがある。これは通訳人にとって極めて訳しづらい。しかし、犯罪には構成要件があるので、通訳人も言葉の上っ面ばかりではなく、そこまで勉強して通訳に臨むことが必要だと反省している。

#### <否定表現を連続させない>

- ○「~ではなかったのですね」「~ではありませんでしたか」という否定疑問文、 付加疑問文などが弁護人の方に多いと感じています。そのため、通訳しづら いと感じることがしばしばあります。しかしながら、このような聞き方は、 日本語では必要であると思われるため、通訳する際に、通訳側の工夫が必要 であるとも考えています。
- ○短めの文章で、分かりやすい質問にしてほしいです。時々、婉曲的な質問や、「○○ではありませんよね?」という否定形での質問などがあると、通訳者

も質問されている側も迷ってしまう場面がありました。

- ○「~したというわけではないのですね」等、回りくどい質問はやめてほしい。
- ○「以前あなた、3年前には一緒に暮らしてはいなかったと言ってはいません でしたよね」のような否定が数回出てくる言い回しを避けてほしい。

#### <若者言葉は困る>

- ○今風の若者言葉を平気でしゃべる弁護人がいる。これは検察官にも時々見られる傾向である。
- ○今流行の話し言葉あるいは表現は、最悪です。

#### <事前準備をさせてほしい>

- ○とにもかくにも準備に十分な時間がほしい。
- ○可能な限り公判前の打ち合わせを設けていただきたい。
- ○必要な資料は早めに手元にほしい。

#### <簡潔な判決に>

- (判決文は事前に翻訳できないため)個人的には、どうしても判決宣告を訳すときに毎回緊張します。どうしても意味がわかりにくいです。やはりどうしてもその厳粛な雰囲気の中で、流暢な言い方で、かつ、一応「弱い立場」にいる被告人の理解度も考慮しながら訳すことを心がけようとすると、その難しさが増すのではないかと思います。その解決法は法曹三者に留意してほしいというよりも、私自身がもっと経験を積んで行くことではないかと思います。
- ○判決にあらかじめ目を通すのが難しい場合は、簡潔な判決にしてほしい。

#### <表記にも配慮を>

- ○できるだけ日常語を使ってほしい。起訴状はセンテンスを短く、できれば箇 条書きにしてほしい。
- ○フィリピン語は日本語に翻訳すると長い文章になりますので、読むスピード を調整してください。日本人の名前や場所(地名)等はカナをふってください。フィリピン人の名前やフィリピンの地名等はカタカナからローマ字に変 更してください。むずかしい漢字は必ずカナをふってください。

#### くその他>

○一つのセンテンスを途中で切らないで、最後までまとめて話してほしいです。

- ○文章が変わった場合、再度、どこで、だれが、何をという表現を入れてもら えると通訳しやすいというよりも、外国人にとってわかりやすいと思います。
- ○一文が長すぎるのも問題ですが、膠着語(注:語幹に語尾をいろいろ変化させて付着させていく言葉)である日本語の特性をかんがみても、文末述部まで聞かないと、文意を確定できない、というのもありますので、「適切な分節・句読点の配置」にご留意頂きますと、大変通訳しやすいかと思います。
- ○最も困るのは、声が小さく、ぼそぼそと聞き取りにくいことです。聞こえなければ、通訳できないので…。

# 4. 自由回答から~法廷通訳という仕事に思うこと

○自由回答欄への記述は、できるだけ原文のまま載せています。一部、執筆者が特 定されないよう、また読みやすさを考慮して編集を加えていることをお断りします。

#### 法廷通訳という仕事に対する意識

#### <やりがいがある>

- ○非常にやりがいのある仕事だと思います。
- ○色々な人生を垣間見られるので、非常に興味深い仕事の一つです。
- ○私は外国語を使える日本人として、日本社会に貢献したいという義務感をもって、この仕事をしております。
- ○考えとして、通訳業は性にあって大好きです。多分聖職だと思います。しか し身を引くべき時が来た時は綺麗に引きます。そして後輩の成長を心から楽 しみにしています。苦労はあまり感じない、多分単細胞だからでしょう。
- ○確かに大変な仕事で、事件によっては精神的にも大きな負担かもしれませんが、それをうまく発散するのもプロであります。
- ○使命感も必要ですし、そこには自分がいないと公判は成り立たないという責任感も自分を高めてくれます。やりがいのある仕事だと思っています。当初から、通訳の研修やセミナーにも講師として関わり、今は教え子がこの地域で活躍しています。自分で勉強し、自ら事件の数も増やしていきながら経験を積むしかない仕事であります。
- ○容疑者や被告人は生身の人間であり、多くの場合、教育水準も低く、その辺 のことも配慮をしながら弁護人との接見や被告人質問の通訳をしなくては なりません。裁判所という特殊な環境で通訳することではありますが、とて も人間臭い仕事だと思っています。
- ○外国語スキルの幅を広げることができました。裁判手続きの基本を知ることができました。法曹関係の方々と接する貴重な機会が得られました。
- ○会議やビジネスなどの通訳に比べて、司法通訳は人に直接接することができるし、また法廷の場合は、ある人が判決を受けるという、最後の段階まで関わることができるので、非常にやりがいがある仕事だと思う。もちろん通訳者のタイプ、関心の方向性にもよると思うが。

#### くリスクも大きい>

- ○責任が重く、リスクの高い仕事だと思っています。
- ○自分の能力が足りないことを常に痛感しています。

#### 法曹三者に望むこと

#### <被告人の文化的背景への理解>

- ○被告人の祖国の現状(例えば交通規則の順守など)をもう少し理解していただけると、より効果的で内容の濃い審議ができるのではないかと思います。私も通訳言語の国で何度か裁判所に出向き傍聴しました。可能であれば、法曹三者の方々も一度は現地の傍聴席で審議プロセスを体験されてはいかがでしょうか。あるいは日本で各国の法曹三者の関係者と話し合いができるような機会をもっていただけると相手国の現状がさらに理解できるようになると思います。
- ○苦労したことは、(法曹三者の)親族呼称に対する無理解。それから、2言語の被告人(2人)の同時裁判をしたこと。

#### <通訳人への理解>

- ○最近は、刑事事件の裁判官は比較的法廷通訳に対する理解が広まってきたようだが、少年審判の裁判官は法廷通訳に対する理解がなくて困ったことがある。調査官や書記官は非常に理解のある方々だったので、裁判官にも勉強していただきたい。
- ○会議通訳との待遇の差を改善したいと思っていますが、法曹三者ともに通訳という業務に対する理解がなかなか得られないのが残念です。事前の書面の交付に関しては協力いただいていますが、チーム通訳に関しては、必要がないとお考えの方が周りには多いです。通訳の集中力が30分程度しか持続しないということへの理解はありません。現状では、通訳人の報酬が半分になるにもかかわらず、チーム通訳を申し出て、通訳の正確性を担保しようとしていますが、それも裁判官にはなかなか理解してもらえません。

#### <翻訳が必要な文書は早めに>

- ○翻訳すべき文書(論告要旨、弁論要旨等)が裁判の日の直前に送られてくる とあわててしまいます。日数に余裕をもって送ってください。
- ○法廷で、いきなり検察官や弁護人に書類の差替えを依頼されても対応が難し いと思っています。検察官も弁護人も、通訳の仕事をよくおわかりになって

いない人が多いと感じます。

- ○公判のための事前書面が公判日直前(前日)にしか届かず、翻訳準備の時間が十分にとれない。最高裁は1週間前には通訳人の手元に事前書面を送付するようにと法曹関係者に協力を求めているが実践された試しがない。正確かつ的確な訳出をするためにも、早い段階で十分な資料、情報が通訳人にも提供されるべきである。
- ○冒頭陳述、論告、弁論要旨等で長文のものの事前翻訳に時間がかかった。背景事情がよく分からない民事裁判で、膨大な資料の事前学習、外国から来た証人たちの通訳で、聞き取りにくかったり、専門的な表現がうまく通訳出来なかったことがあった。
- ○直近になって公判の弁論原稿などが送られてくることが多く、準備が大変である。法廷用語に定訳がないものも多く、また法曹用語について被告も理解がないことが多く、訳し方を迷うことがしばしばある。事前に十分に準備が必要である。
- ○論告や弁論の原稿が公判前日の夜にしかもらえず、長大で難解な文章を前もって訳すのに徹夜した。
- ○これまで2回ほど、弁論が法廷当日の真夜中にファックスで届いたことがありました。それも催促して「事前」送っていただいたものでした。いずれも10~20ページもある長いものだったので、徹夜でそれを翻訳し一睡もしないまま法廷通訳をした経験があります。なおかつ法廷においていずれも「訂正箇所があるので」と訂正された弁論全文を渡されました。このような場合、どこが訂正箇所なのか全てを把握できず、通訳し落としました。弁護人も切羽詰っての弁論作成だと思いますが、それを訳する通訳人を配慮してもらいたいと思いました。

#### <裁判所は適切な訴訟指揮を>

○法廷通訳に関しては刑事裁判を主に担当していましたが、民事裁判(セクハラ事件)の通訳を経験した際に、裁判の最初から通訳の資質を問題にし、関係ないことで時間を取られました。それについても被告に通訳しました。(被告側の弁護人が後から謝罪したので、それは弁護人の方策だとわかったのですが。)傍聴席でも事件と関係ない事柄について私語をする人がいました。裁判官がきちんとその場を仕切ってほしかったです。裁判官には、弁護人などの気迫に負けることなく、裁判を「管理」する役割もお願いしたいです。

#### <事前に打合せや説明の機会を>

- ○弁護士の先生も検事さんもお忙しいのはわかりますが、公判前の打ち合わせはできるだけ行っていただきたいです。公判時に事前接見打ち合わせ時に使われなかった単語が不意に出てきて、通訳できず困った事があります。
- ○私選弁護人が担当する場合、検察側の証人尋問などにおいてはほとんど事前 情報がもらえない。
- ○重要事件については接見回数を増やしていただければと思います。接見がない場合の法廷通訳で事件の背景がわからず弁護士や検事の質問の真意がわからない時が一度ありました。
- ○決まっていた通訳人が事情で欠席し、ピンチヒッターを務めました。証人への質問などが行なわれました。前回の続きですから検察官などは流れで尋ねますが、こちらは事情がわかっておりません。たとえば作戦会議の場所がルノアールという喫茶店であったとすれば、「ルノアール=作戦会議の場所」ということでこちらも対応できるのですが、そういう事情を知らない場合は通訳が難しいです。ピンチヒッターの場合は事件の経緯を事前に読ませて欲しいです。
- ○裁判員裁判の証人尋問の通訳。簡単な資料はもらったがそのときだけ参加したので、込み入った内容はわからず。未成年による傷害致死事件と言うこともあり、被害者側も参加していたので 日本語訳にもとても気を使った。その上、被告人らをA、B、Cなどアルファベット読み。一度に複数のことを考慮しつつ適切に訳すということでとても疲れた。しかし、裁判員制度の雰囲気の中で休憩を要求するのはとても勇気のいることで簡単にはできない。この経験で事前の書記官とのやり取りが不可欠だと思いました。連続通訳時間を聞くことが大切です。
- ○アフリカ人の通訳を連続3人しましたが、独特の発音、独特の語彙でたいへ ん苦労しました。
- ○第2回以降の公判の日時を書面で貰えないので、聞き間違えなどの可能性が ある。

#### 通訳人の育成・研修

#### <用語集の作成>

○やはり法律分野の専門用語を勉強するのに苦労します。需要の多い英語、スペイン語、中国語などの言語は関連する辞書、事典類も多く刊行され、アップデートも行われているようです。しかし、私の担当する言語は日本語との

間に専門事典が一切ありません。ですから、日英で訳語を探した後に英語とその言語の辞書で訳語を探し、さらに日本語とその言語の辞書で訳語を探して、内容に齟齬がないか確認するという事前の準備をしているのが現状です。既に専門事典が発行されている言語の方々に比べて、事前の準備に余計に時間がかかります。また、電子辞書も当然無いので、現場で突然分からない単語が出てきた場合は、仕方なく裁判官や検察官にその場で説明を求めざるを得ず、プロとしては恥ずかしい限りです。(聞かずに誤訳するよりはましなので、聞くようにしています。)民間の出版社が稀少言語の専門辞典を刊行するのは営業的に難しい面もあるのではないかと思いますので、裁判所には稀少言語であっても専門用語集をぜひ作成してほしいと思います。

#### <研修機会を増やしてほしい>

- ○国や自治体が、司法通訳の養成を行うべき。
- ○もう少し専門的な勉強をしたいので、研修などしてもらえると助かります。
- ○裁判所がもっと頻繁に法廷通訳研修を催し、言語にかかわらずそのような研修会に参加できればと思います。もちろん私の担当言語の研修会があれば嬉しいのですが、難しければ英語などのメジャー言語の研修会でも参考になるかと思います。検察庁の側でも検察官目線での、同様の研修を行ってもらえると助かります。各弁護士会では研修会を設けているところもあるようですが、日弁連としても全国規模で研修を開いてほしいです。

#### く能力評価>

- ○通訳人の語学力チェックは必要だと思います。ヨーロッパ語でいえば、CEFR(ヨーロッパ共通参照枠)の C2 レベルは絶対に必要。本当に驚くほど語学力に問題がある人が法廷で通訳をしている場合があります。大きな問題さえ起こらなければ、通訳はだれでもよいと裁判所は考えているのだと思いますが、大きな問題は今日にでも、明日にでも起きるかもしれないのです。それから、取り調べ段階の通訳人から記述調書を見せてもらっている人がいると聞いたことがあります。倫理規定を早期に作成し、通訳人は通訳にあたる前にそれに同意すべきだと思います。
- ○法廷に上がる前段階である検察庁の調べで事件を担当することが多いため、 法廷通訳の経験件数はそれほど多くありません。難しい事件も担当しておら ず苦労話と言えるものはなかったので、これまでの法廷通訳人セミナーでの 感想を書きたいと思います。先日、とある高等裁判所主宰の「裁判員裁判に 向けた法廷通訳人フォローアップセミナー」に参加しました。今まで登録制

の司法関連通訳人の慣例を改善すべく、セミナーでの模擬裁判で実力を認められた者とそうでない者を評価する試みでした。しかし、一般の法廷通訳セミナーも今回のフォローアップセミナーも共通して言えることは、法廷通訳に携わる者の言語レベルがあまりにも低いということです。ビジネスや会議通訳者としては絶対通用しない。特に実際の通訳経験の乏しい地方の通訳人は、近所のボランティアレベルだと思います。このような方々が実際の法廷で現に通訳をしているという現状は驚きを超えて呆れてしまいます。法廷通訳人の言語レベルチェックを是非ともお願いしたい。ベテラン通訳も含めて。

- ○通訳能力が低い人のふるい落としができていないという問題が存在します。 資格試験を作ろうという話はずっと前からあるのに、いまだにそれができて いませんが、そこには「資格制度ができると低い報酬では頼めなくなる」と いう裁判所側の思いもからんでいるのではないかと思います。裁判所といっ ても現場の人たちではなく、どちらかというともっと上のほうの話ですが。 資格制度がないから「誰と誰は法廷通訳」というものもなく、裁判所は「法 廷通訳という職業はない」として、公判などのときに書かせる職業欄には「主 婦」だの「語学講師」だの「通訳者」(あくまでも全般的な)だの、ほかの ものを書くようになっています。たとえ毎日裁判所に行って通訳していても、 ほかの通訳の仕事をしていなければその人はたとえば「職業:主婦」とかに なってしまうわけです。
- ○よく通訳のレベルと言われるが、その通訳のレベルをどうやって判断するのか?はっきり申し上げておくが、他の通訳の批判をする方や団体の方の通訳 能力が、他の通訳のレベルを云々できるだけの高い能力を持っているとは思 わない。

#### <通訳人同士の情報交換>

- ○法廷通訳セミナーに参加しても、担い手の少ない言語のためか、参加者が非常に少なく(1名のみということもある)、他の通訳人の訳し方等から学んだりする機会がほとんどないのが残念である。
- ○通訳者同士で共通の訳語が確立されておらず、常に訳している言葉が正しい のかどうか悩む。
- ○ごく最近まで、他の法廷通訳人の方々のお話を直接うかがう機会はありませんでした(セミナーの講師をしたことはありました)。通訳人同士が情報交換をしたり、勉強し合う機会があったほうがよいと考えます。
- ○同言語の法廷通訳の現場を見学した経験がなく、情報交換などをする機会に 恵まれない。

#### 法廷通訳による疲れ・不安

#### <体力的な疲れ>

- ○通訳人の拘束時間や疲労については、法曹界の理解があまりに乏しいと感じる。通訳人を単なるスピーキングマシンと考えているのではないかと思しき点が多い。報酬も含めての待遇改善を検討課題としてほしい。ただ、そのためにもオーセンティックなデータ(注:模擬法廷ではなく実際の法廷で集めた生の音声データ)は必要ではないかと思う。データをもとに、疲労度や誤訳の可能性、誤訳を言えないまでも誤解を生じるような語彙や表現、文化の差などを検証できるのではないかと考えている。
- ○法廷通訳に限らず、通訳というものはその場で、即興で行わなければならないため、自分で未知の単語や表現などを調査しながら翻訳作業を行うことが可能である翻訳より大変だと思います。
- ○最近、午後に3つの法廷通訳、また、2日間に3つの被告人・証人尋問の裁判を担当した。後者は2時間と2時間半の連続での通訳。裁判所からの休憩は入らなかったので、帰宅は千鳥足。また、通訳の質も落ちたのではないかと心配になったので、次回からは積極的に休憩を願おうかと思いました。

#### <心理的な疲れ>

- ○訳し間違ったとか訳し落とした場合、人の人生が左右されると思い、常に緊 張しストレスを感じる。
- ○法廷通訳に求められることとして、「言った通りにそのまま通訳すること」と 「ニュアンスを正確に伝えること」という、相反する要求をみたすことは、 異なった文化・社会環境の上に立つ言語文化間の通訳作業においては、ほぼ 不可能に近いことだと思いますが、そのように求められることを負担に感じ ました。
- ○研究者やメディアによって法廷通訳の「誤訳」が問題にされることがある。 特に英語は多くの人が解るので英語の場合が多いように思う。私もいつかバッシングを受けるのではないかと不安に感じる。しかし「誤訳」という指摘が的外れであったり、根拠が不確かだったり、現場の実態とはズレがある場合もあるように思う。このような場合特に問題だと思うのは、研究者やマスコミが「誤訳だ」と言った場合、通訳人の側は、守秘義務があるために詳細について反論することができないことだ。

#### <通訳人の自己防衛>

○法廷終了後、傍聴人と同じ出口から通訳も出ることに、毎回不安を感じてしまいます。というのは、被告人の関係者が傍聴席にいることがあり、出口から出るとエレベーター前などで一緒になるからです。そうした関係者に、何度か話しかけられそうになりました。裁判官などは裏の出口から退室するので、関係者と法廷直後に顔を合わせることはないと思い、いつも、一緒の出口から出させてほしいと思っていました。女性なので、「関係者に自宅までついてこられたらどうしよう?」という不安があり、関係者が来ていた法廷通訳の仕事の後は、直接自宅に戻らないように気を使っていたくらいでした。閉廷後は書記官も忙しそうにしているので、こうした不安を伝えられることは出来ませんでした。

#### 労働条件、報酬基準

#### <法廷通訳人の身分保証>

○通訳人の法的地位と制度の確立、仕事の平等性など様々な問題を改善してほ しい。

#### <準備時間が無報酬>

- ○色々な分野(最近は経済事件など)を網羅するので、準備に多くの時間が費 やされます。
- ○開廷前の事前打ち合わせに行ったりしても、その分に関する交通費と報酬が ないところを改善してほしいです。
- ○裁判の前日に、様々な資料が送られてきたり、検察庁に資料を取りに来てくれと言われたり、膨大な翻訳時間が報酬に含まれていないなど、負担が多過ぎる。
- ○事前の準備時間は報酬にカウントされず、たとえば公判を1時間以内に終わらせるために事前準備を10時間やっても(これは実際に経験したことがあります)、いただけるのは「1時間分」だけ。つまり、「残った時間」も別に遊んでいるわけではないのですが、「10分通訳したから10分ぶん」という考えしか持っていない方も多いのがとても残念です。

#### <報酬が少ない>

○報酬が少ないのが本当に厳しいと思います。社会貢献度が高いので、国民と

- して誇りに思う通訳なのですが、自分が家計の収入のメインを担わなくてはいけなければ、法廷通訳は安すぎて出来ないと思います。善意ありきの仕事です。
- ○少なくとも自分が担当している言語の場合、法廷通訳は本業にはなりえない。 警察や検察の通訳依頼とは異なり、法廷は平日しかないので、依頼されても 平日は本業が入っているため、ほとんど引き受けられない。
- ○私は10年ほど前まで法廷通訳をしており、その後就職し、現在はまたフリーランスとして通訳・翻訳をしています。法廷通訳には復帰していません。しかし、関心はあるため、講演会やセミナーは参加するようにしています。裁判員裁判制度などが導入され、通訳者の精神的負担は増加する一方にもかかわらず、待遇や勤務条件などがまったく改善されていないことにあきれております。質の高い通訳者を確保するための資格制度の話も一向に進んでいない模様。資格制度の導入は正直申し上げて本当に意味があるのか疑問ですが、まずは待遇を改善することが重要だと思っています。
- ○報酬について。公判が2回以上になる場合、基礎通訳料が出るのは、1回目だけで(1時間目2万円弱、2時間目から約1万円)、2回目以降は、単純に通訳時間×約1万円になるそうですが、単に2回目以降の報酬を考えると低すぎる。例えば、5分間の判決の通訳のために、往復3~4時間がかかる場合があるが、その日の報酬は、800円前後、日当を合わせても6000円ぐらい。毎回、基礎通訳料金をつけるべきだと思う。
- ○長年法廷通訳をしていた仲間の一人が、2~3年前に「これでは食べていけない」と辞めてしまったと聞きました。食べていけないと言っても、もともと不定期なものだからそれだけに頼ることはできないのは当たり前ですが、法廷通訳の場合、1日いくらではなく30分いくらとか10分いくらという計算。残った時間をすべてほかの通訳の仕事で埋めることができるわけではありません。つまり、能力や作業だけでなく時間も切り売りしているのに、残った時間は売れずに無駄になるケースが結構あるわけです。たった5分の判決のために、ほかの仕事のオファーを断ることもしばしばで、私も過去に丸1ヶ月の大きな仕事のオファーをその5分のために断ったことが実際あります。
- ○現場では大半の書記官や裁判官、事務官などがいい方たちなので、それで今まで続けている…という感じですね。楽しく仕事はしているのですが、今後生きていけなくなったら残念ながら辞めざるを得なくなるかと思います。

#### <報酬の算定基準を明らかに>

- ○報酬/謝金の算定基準が裁判官の裁量にゆだねられていて、報酬額がいくら になるのか事前にはっきりしません。通訳者のレベルによって金額を設定す るなど、明確な支払い基準を設け、問い合わせの段階で知らせてほしいと思 います。
- ○法廷通訳の報酬について、また通訳人の認定制度について疑問や懸念があり、 研究を続けている。法廷での談話分析を主な研究テーマにしているが、オー センティックなデータ(実際の法廷で集めた生の音声データ)が取れないた め、自らが経験した裁判データをもとに分析を行っている。法曹界には、研 究用としてデータを公開してほしい。それが、ひいては誤訳事件などを防ぐ ことに繋がると考えている。
- ○プロは自分の能力を時間やお金をかけて高めてきた人たちで、その能力を使って生活するために仕事をしています。時間を細切れに取られてほかの仕事をしたくても法廷通訳がその支障となり、かつ法廷通訳では十分な報酬が得られず生活できないのなら、生活に必要なだけの貯蓄がすでにある人、親や配偶者に十分養ってもらえる人、あるいは「勉強のためやってみたい」という人、アルバイト感覚の人などしか集まらないでしょう。「プロでなくてよい」のならそれでもいいのですが、それで人間ひとりの人生や場合によっては命までも左右する「裁判」というものに関わっていいのか、責任が持てるのか、ということです。報酬の出どころを考えれば、ほかの分野より多少安くなるのはやむを得ませんが、被告人の関係者に命を狙われたり誘拐されたり誤訳で訴えられたりする可能性だってある(最後の2つは実際あったと聞いています)、という「危険な仕事」の報酬としては安すぎますし、報酬基準を明らかにしないなどの現状はいかがなものかという気がします。
- ○まずは報酬の明細を出してほしい。その上で、通訳人の経験やキャリアに応じて報酬が上がる仕組みにしてほしい。確かにやりがいがある仕事だとは思いますが、専門職として長く続けるには待遇の改善も重要だと思います。

#### <旅費は実費支給を>

○遠方ですと、交通費や場合によっては宿泊費がかさみます。私が担当する言語の通訳はどこにでもいるわけではないので、遠方の案件を引き受けると、長距離の移動や公判前後には宿泊を余儀なくされる場合があります。報酬/謝金の支払い日が1~2ヶ月後なのは構わないのですが、遠距離で宿泊を伴う場合は交通費や宿泊費を実費でお支払いいただけないと、報酬額がすべて交通費と宿泊費に当てられてしまい、実質的に無報酬で通訳しているのと同

じことになってしまいます。ボランティアで通訳しているわけではないので、 裁判所にはその点を考慮してほしいと思います。

#### <通訳しやすい環境を>

- ○多くの裁判所庁舎内には通訳の控室がない。裁判員裁判の際はまるまる一日を裁判所内で過ごさなければならないにも関わらず、調べものをする場所もない。通常の公判に比べ、直前にしか渡されない書面翻訳の数も多いのにそれを訳す場所すらないのである。守秘義務が要求されるのに一般傍聴人がいる待合室で関係書面を広げて読むのもおかしな話である。また一日仕事の集中力を保たせるためにも、5分で良いから通訳だけでゆっくりする場所がほしい。
- ○公判中にずっと集中力を保つ事が出来るよう、また裁判所内でも翻訳の準備 が出来るようにするためにも通訳の待遇について考えなおすべきである。
- ○司法現場以外の通訳現場では、水(や飲み物)が用意され(または持ち込め)、マイクやある程度の広さの机があるのが普通なので、法廷の通訳環境が少し 貧弱であると感じました。

#### くチーム通訳>

- ○特に正確さが求められる通訳(重大否認事件、裁判員裁判)には、2人通訳 をつけてほしい。サブはノート取り、メインのミスを即座に指摘。時間、進 行の区切りで交代など。
- ○法廷通訳は、原則、2人で通訳すべきと従来から主張してきました。まして や、裁判員裁判制度が採用されたのだから、公判の通訳人負担を軽減するた め、複数通訳人が望ましいと思います。
- ○最近のニュースにも出ていましたが、通訳人が2人になると通訳料が折半に なるなど、常識的に考えてあり得ないことが起きていると思います。
- ○2人で通訳した場合は、拘束時間は変わらず、むしろ精神的負担は増えるのに、「1人分の報酬を2人で分けてね」という考えの裁判所もあるようで、 それではさすがに「生きていけないからもう辞める」人が増えて当然だと思います。

#### <仕事が少ない>

- ○私は、弁護士接見の仕事が一番多い。自分が担当する言語の事件は少なく、 逆に通訳人が多い。
- ○仕事の依頼が不規則なため、何らかの保証などはお願いできないでしょうか。

○年に1~3件と依頼が少なく、法廷通訳レベルのモチベーションの維持が大変である。専門用語など普段使わないので忘れてしまいやすい。同じ国の出身といっても方言があり、標準語で通訳をしても被告人にはそれがうまく通じない場合もある。

#### <トラブル経験>

○書記官とそりが合わないと何よりも苦労をします。裁判との窓口を失ったのと同じと言えます。数年前までは、法テラスの接見通訳料を弁護士に横取りされてしまったこともありました。経験がものを語るので、弁護士からの報酬問題はうまく解決する方法を今は身につけていますが、書記官とトラブってしまうと解決方法がありません。裁判所の庶務係に書記官の苦情を言ったら、その書記官が注意され、余計やりづらくなってしまった事もありました。これが否認事件だと辛さは倍になります。また、通訳を選んで頼むのも書記官なので下手に文句を言う事も出来ません。極めて稀な例だったと思いますが、書記官が一番恐ろしい存在だと思います。(現在、法廷通訳登録解除済みです。)

#### 法廷通訳人から見た捜査と裁判

#### <法廷通訳人が座る位置>

○法廷通訳人の在席位置が通訳人によってまちまちである。被告人の隣席で通 訳するケースを見かけるが、感心できない。法廷通訳人の「中立性」と「独 立性」を保つため、書記官席の隣席が適当である。同時に被告の表情を読み 取れる利点もある。

#### <捜査のありかたに一言>

- ○自白事件でない否認事件で、2年以上にわたって通訳を担当した事件がありました。法廷ではたいてい供述調書の任意性をめぐる点が検察、弁護双方の争いの中心になりますが、捜査段階での通訳がキチンと行われていない場合も多く、やはり捜査段階での可視化(録音、録画)が必要と感じることが多々ありました。
- ○捜査段階での誤訳を指摘する機会がないのが問題だと思います。検察庁の証拠で、被告人が来日前に接触した犯罪組織のSMS(ショートメッセージ:相手先の電話番号だけで送信可)記録があり、それが裁判で争点になりました。その表現が、SMS等で使う簡略表現のもの(「for you」ではなく「4 u」

など)。検察庁の通訳人が作成した翻訳が間違っており、それが放置されていて、間違いのまま裁判に持ち越されていました。書証上の誤訳をチェックする機能はどこにあるのでしょうか。

#### く依頼方法に一言>

- ○事件の難易度によって、他県のベテラン通訳を派遣するのもいいと思います。 地方ではそれほど通訳のレベルが高くない人でも、人材不足により法廷通訳 をしています。
- ○少数言語ですと、特に地方では通訳人を探すのが困難らしく、「検察側」「弁 護側」両方から依頼を受ける、という経験も少なからずあります。
- ○自分では、それなりの経験を積んだし二審の通訳の経験もあり、法律もある程度勉強したと考えているが、登録している高裁管内では実績が少ないため (簡易裁判所の仕事が多いから)、いつまでも新人扱いになっている。地裁 からの直接の依頼が、一部の人に集中してしまっている。裁判所間でもっと 通訳のデータを共有し、他の裁判所の実績も考慮するようにしてほしい。
- ○個人的な能力に左右されてしまう現状で、裁判所書記官の方々は、人選する にあたり、間違いのない人を探すのは、簡単ではないと思います。いきおい、 その能力を知っている「あの人」に、冒険をさけ、また依頼をしてしまうこ とがきっと多いのではと察します。
- ○事務官が、登録名簿から適当に電話(連絡)して通訳依頼するのではなく、 登録の順番等適切な法廷通訳体制を整備し、開示してほしいと思います。

#### <法廷通訳人の扱い>

- ○法廷通訳のさまざまな問題は、もっぱら法曹関係者を含め国の問題です。通 訳者は、案外と冷ややかな目で法曹関係者を観察しています。彼らは、通訳 がいなければ外国人を裁けないという現実を未だ受け止められないのかも しれませんね。自分たちだけでは出来ないのに。
- ○通訳人の立場に関して、「守っていただいているなあ」と感じるときと、「…何かあったら『通訳が悪かった』にしとけばいい」というような、「外人部隊扱い」的な態度が透けて見えるときの両方を複数回経験しています。
- ○プロの法廷通訳人を養成しようとする取り組みがなく、通訳人をボランティアと考えているのではないかと感じる。
- ○社会貢献はしたいと思いますが、貢献したいと思う気持ちも非常識な対応を されて傷つきます。良心を逆手にとって、利用されているとさえ感じる人は 少なくないのでは?

○裁判所が持っている通訳人候補者(!)の名簿に関しても、裁判所は「登録」ではなく「登載」という言葉を使っています。頼むかもしれない、頼めるかもしれない人の連絡先が「載っているだけ」のもの、という解釈です。そして、その状態では、「通訳人同士情報交換を」ということもなかなか難しいので、報酬の条件が悪くても団体交渉は不可能。いや、それをさせたくなくて今の状況をあえて変えないのかもしれませんが。

# 5. 単純集計数値入り調査票

# 2012 法廷通訳の仕事に関するアンケート

### ■ ご協力のお願い■

私どもは、静岡県立大学国際関係学部と大阪大学グローバルコラボレーションセンターの教員チームです。外国人が法廷に立つ機会は年々増え続けています。警察、検察、裁判所等で司法通訳の需要は高まっていますが、法廷通訳は負担が重いので敬遠するという方もおられるようです。そこで、法廷通訳者が感じる負担は何か、それを軽減するためにはどのような制度的配慮が必要なのかを明らかにし、その改善に向けた提案をすることを目的としてこのアンケート調査を企画しました。

つきましては、このアンケート(質問票)への回答にご協力をお願いできないでしょうか。

アンケートのご回答には15分程度かかります。この先、主に以下の3点につきお 尋ねします。

- 1. 法廷诵訳の経験について
- 2. 法廷通訳の負担について
- 3. あなたご自身について(性別、年齢等)

これは無記名のアンケートですが、最後のページでメールアドレスをご記入いただきますと、アンケート調査の結果をPDFファイルでお送りします。また、郵送先をご記入いただいた方には、謝礼として図書カード1000円分を差し上げます。

アンケートへの回答は統計的に処理されます。また、メールアドレス、謝礼の送付 先等の個人情報はこちらで厳重に管理し、目的外使用はしないことをお約束します。

何かご不明の点がありましたら、アンケート担当者の高畑までご連絡ください。

## ■ 回答方法 ■

このアンケートは、12月8日に限り配布しています。回答が終わりましたら、会場出口付近の回収箱へお入れください。後日、回答を郵送いただける場合は、下記の静岡県立大学・高畑あてにお送りください。本アンケートはウェブでもご回答いただけます。右下のQRコードからアクセスして下さい。また、高畑あてにメールをいただけますと、折り返しURLをお知らせするメールをお送りします。お知り合いの法廷通訳人にもご紹介ください。

#### ■ 調査の概要 ■

・対象:日本国内で法廷通訳の経験がある方

·調査期間:2012年12月8日~2013年1月31日

- ·調査主体:静岡県立大学法廷通訳研究会
- ・研究代表者:水野かほる(静岡県立大学国際関係学部准教授)
- ・研究分担者:津田守(大阪大学グローバルコラボレーションセンター教授、法廷通 訳人)、高畑幸(静岡県立大学国際関係学部准教授、法廷通訳人)、坂巻静佳(同・専 任講師)、森直香(同・専任講師)
- ・アンケート担当・連絡先:

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52-1 静岡県立大学国際関係学部 高畑幸電話・ファックス 054-264-5323 メール takahata@u-shizuoka-ken. ac. jp \*本調査は、日本学術振興会科学研究費(平成 24-26 年度、挑戦的萌芽研究)「司法通訳人の負担軽減のための学際的研究」(代表:静岡県立大学・水野かほる)の研究助成を利用しています。

## 法廷通訳の経験についておたずねします

| 1. | 法廷通訳をはじめたきっかけは何ですか。(複数回答可) (N=100)      |
|----|---|
|    | □自分から裁判所に連絡をとり希望した 46(46.0%)            |
|    | □家族や友人・知人からの紹介 35(35.0%)                |
|    | □学校の先生からの紹介 10(10.0%)                   |
|    | □派遣会社の紹介 1(1.0%)                        |
|    | □その他 17(17.0%) (裁判所からの依頼、検察庁からの紹介等)     |
|    |   |
| 2. | 法廷通訳を始めたとき、何を魅力だと感じましたか。(複数回答可) (N=100) |
|    | □自分の能力が生かせる 67(67.0%)                   |
|    | □社会的信用が得られる 20(20.0%)                   |
|    | □報酬が良い 15(15.0%)                        |
|    | □時間の自由がきく 16(16.0%)                     |
|    | □外国語ができる者としての使命感 51(51.0%)              |
|    | □新しいことに挑戦できる 48(48.0%)                  |
|    | □自分の能力向上につながる 57(57.0%)                 |
|    | □社会貢献ができる 61(61.0%)                     |
|    | □その他 4 (4.0%)                           |
|    |   |
| 3. | 何語の法廷通訳をされていますか。(複数回答可)(回答必須) (N=101)   |
|    | □中国語(北京語) 14(13.9%)                     |

|    | □中国語(広東語)              | 1 (1. 0%)                      |    |
|----|------------------------|--------------------------------|----|
|    | □中国語(台湾語)              | 5 (5. 0%)                      |    |
|    | □中国語(その他)              | 0 (0. 0%)                      |    |
|    | □韓国・朝鮮語 12             | (11. 9%)                       |    |
|    | □ポルトガル語 8(             | 7. 9%)                         |    |
|    | □フィリピン(タガ              | ログ) 語 11(10.9%)                |    |
|    | □スペイン語 12(1            | 1. 9%)                         |    |
|    | □ベトナム語 3(3.            | 0%)                            |    |
|    | □タイ語 2(2.0%)           |                                |    |
|    | □英語 21(20.8%)          |                                |    |
|    | □ペルシア語 7(6.            | 9%)                            |    |
|    | □シンハラ語 0(0.            | 0%)                            |    |
|    | □その他 25(24.8%          | )                              |    |
|    | (インドネシア語、              | 語、ヘブライ語、スウェーデン語、ポーランド語、マ       | 7  |
|    | レーシア語、トル               | コ語、ウルドゥー語、ミャンマー語、フランス語、ドイ      | >  |
|    | ツ語等)                   |                                |    |
|    |                        |                                |    |
| 4. | これまでの公判担当              | 事件件数を教えてください。(勾留質問は含みません)(回答   |    |
| 必多 | 頁) (N=101)             |                                |    |
|    | $\Box 1 - 1 0 $ 件 32(3 | 1. 7%)                         |    |
|    | □11-20件 15             | (14. 9%)                       |    |
|    | □21-50件 11             | (10. 9%)                       |    |
|    | □51-100件               | 14 (13. 9%)                    |    |
|    | □101-200件              | 10 (9. 9%)                     |    |
|    | □201件以上 19             | (18.8%)                        |    |
|    |                        |                                |    |
| 5. | 法廷通訳として初め              | て公判の通訳を担当したのは何年ですか。(例:1999)(回答 | 17 |
| 必多 | 頁)(N=101)              |                                |    |
|    |                        | 年                              |    |
|    | 1995 年以前               | 24 (23. 8%)                    |    |
|    | 1996-2000年             | 26 (25. 7%)                    |    |
|    | 2001-2005 年            | 22 (21. 8%)                    |    |
|    | 2006-2010年             | 20 (19. 8%)                    |    |
|    | 2011 年以降               | 9 (8, 9%)                      |    |

| 6. これまで、どの場所で法廷通訳をされましたか。(刑事事件に限ります。証人の通  |
|---|
| 訳等、部分的なご担当も含みます。)(複数回答可)(回答必須)(N=101)     |
| □札幌高裁管内(北海道) 6(5.9%)                      |
| □仙台高裁管内(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島) 9(8.9%)        |
| □東京高裁管内(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、      |
| 長野、静岡) 54(53.5%)                          |
| □名古屋高裁管内(富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重) 17(16.8%)     |
| □大阪高裁管内(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山) 35(34.7%)     |
| □広島高裁管内(鳥取、島根、岡山、広島、山口) 14(13.9%)         |
| □高松高裁管内(徳島、香川、愛媛、高知) 7(6.9%)              |
| □福岡高裁管内(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄) 7(6.9%) |
| 7. 以下の場所で司法通訳人として活動した経験があればチェックしてください。(複  |
| 数回答可) (回答必須) (N=101)                      |
| □警察 75(74.3%)                             |
| □検察庁 62(61.4%)                            |
| □法律事務所での打ち合わせ 61(60.4%)                   |
| □司法支援センター(法テラス) 52(51.5%)                 |
| □家庭裁判所 55(54.5%)                          |
| □保護観察所 25(24.8%)                          |
| □拘置所 66(65.3%)                            |
| □刑務所 37(36.6%)                            |
| □少年鑑別所 32(31.7%)                          |
| □少年院 7(6.9%)                              |
| □少年刑務所 4(4.0%)                            |
| □法務省入国管理局 39(38.6%)                       |
| □財務省税関 16(15.8%)                          |
| □海上保安庁 15(14.9%)                          |
| □厚生労働省地方厚生局麻薬取締部 9(8.9%)                  |
| □その他 5 (5.0%)                             |
| 8. 裁判員裁判での担当事件件数を教えてください。証人の通訳等、部分的なご担当   |
| も含みます。(回答必須) (N=101)                      |
| □経験なし 62(61.4%)                           |
| □ $1 - 5$ 件 $31(30.7\%)$                  |

| $\square 6 - 1 0 件 3(3.0\%)$                 |
|--|
| $\Box$ 1 1 - 2 0 件 3(3.0%)                   |
| $\square \ 2 \ 1 - 3 \ 0 $ 件 $\ 2 \ (2.0\%)$ |
| □31件以上 0(0.0%)                               |
|  |
| 9. 自分のことを法廷通訳としてベテランだと思いますか、それともビギナーだと思      |
| いますか。(回答必須) (N=101)                          |
| □ベテランである。数多くの事件を担当した。中には難しい事件も含まれていた。        |
| 29 (28. 7%)                                  |
| □中堅である。ビギナーではないがベテランとも言えない。 49(48.5%)        |
| □ビギナーである。まだ経験が足りないし自信もない。 21(20.8%)          |
| □わからない。 2(2.0%)                              |
|  |
|  |
| 通訳の仕事の負担についておたずねします<br>                      |
|  |
| 10. 法廷通訳をしていて、法曹三者(裁判官、検察官、弁護人)の発言が「訳しに      |
| くい」と感じることはありますか。(裁判員は除きます) (N=100)           |
| □よくある 22(22.0%)                              |
| □たまにある 65(65.0%)                             |
| □あまりない 13(13.0%)                             |
| □まったくない 0(0.0%)                              |
|  |
| 11. これまでのご経験で、法曹三者のうち比較的、最もわかりやすい、訳しやすい      |
| 話し方をするのは、どの立場の人だと感じますか。(N=101)               |
| □裁判官 50(49.5%)                               |
| □検察官 13(12.9%)                               |
| □弁護人 27(26.7%)                               |
| □わからない 11(10.9%)                             |
|  |
| 12. 法曹三者のわかりやすい話し方についておたずねします。               |
| 法曹三者のどのような話し方が、わかりやすさを感じさせるのでしょうか。(複数回答      |
| 可) (N=100)                                   |
| □声の大きさが適当である 37(37.0%)                       |
| □話す速度が適当である 58(58.0%)                        |

| □はっきりした発音で話す 44(44.0%)                  |
|---|
| □ひとつのセンテンスが短い 62(62.0%)                 |
| □センテンスの構造がわかりやすい 60(60.0%)              |
| 例:「すでに家に到着していたAはすぐに仕事を始めた」ではなく、「Aはす     |
| でに家に到着していて、すぐに仕事を始めた」のように話す。            |
| □わかりやすい語彙の使用 48(48.0%)                  |
| □主語と述語が明確である 62(62.0%)                  |
| □法廷独特の言い回しを使わないで日常使用する表現を使う(例:「しかるべく」)  |
| 31 (31. 0%)                             |
| □何をどう聞き出したいかなど、発言の意図が明確である 56(56.0%)    |
| □身振り手振りを交えて話す 2(2.0%)                   |
| □通訳人に気配りをしてくれる 56(56.0%)                |
| □その他 0(0.0%)                            |
|   |
| 13. 法曹三者のわかりにくい話し方についておたずねします。          |
| 逆に、これまでのご経験で、法曹三者のうち、しいて言えば、最もわかりにくい、訳  |
| しにくい話し方をするのは、どの立場の人だと感じますか。 (N=100)     |
| □裁判官 12(12.0%)                          |
| □検察官 42(42.0%)                          |
| □弁護人 29(29.0%)                          |
| □わからない 17(17.0%)                        |
|   |
| 14. わかりにくさの原因についておたずねします。               |
| 法曹三者のどのような話し方が、わかりにくさを感じさせるのでしょうか。(複数回答 |
| 可) (N=99)                               |
| □声が小さい 23(23.2%)                        |
| □話す速度が速すぎる 41(41.4%)                    |
| □発音がはっきりしない 24(24.2%)                   |
| □ひとつのセンテンスが長い 56 (56.6%)                |
| □センテンスの構造がわかりにくい 58(58.6%)              |
| 例:「Aはすでに家に到着していて、すぐに仕事を始めた」ではなく、「すでに    |
| 家に到着していたAはすぐに仕事を始めた」のように話す。             |
| □難解な語彙を使う 45 (45.5%)                    |
| □主語がないなど、わかりにくいセンテンスで話す 48(48.5%)       |
| □法廷独特の言い回しを使う(例:「しかるべく」) 33(33.3%)      |

| □何をどう聞き出したいかなど、発言の意図がはっきりしない 52(52.5%)         |
|--|
| □身振り手振りがない 2(2.0%)                             |
| □通訳人への気配りがない 36(36.4%)                         |
| □その他 0(0.0%)                                   |
|  |
| 15.「わかりやすい、訳しやすい」話し方をするために、法曹三者に留意してほしい        |
| 点があれば教えてください。                                  |
| (16-20 ページをご参照下さい)                             |
|  |
|  |
| 16. 法廷通訳による疲れについておたずねします。                      |
| 法廷通訳をしていて、疲労やストレスを感じることがありますか。 (N=101)         |
| □よくある 44(43.6%) →16-1へ                         |
| □たまにある $44(43.6\%)$ $\rightarrow 16-1$ $\land$ |
| □あまりない 12(11.9%) →17へ                          |
| □まったくない 1(1.0%) →17へ                           |
|  |
| 16-1. 法廷通訳による疲れやストレスの経験がある方におたずねします。通訳         |
| による疲れやストレスが原因で、以下のような経験をしたことはありますか。(複          |
| 数回答可) (N=88)                                   |
| □集中力が途切れやすくなる 48(54.5%)                        |
| □ミスをしないか不安になる 40(45.5%)                        |
| □頭の中が真っ白になって、焦る 19(21.6%)                      |
| □単語がとっさに出てこず、苦労する 46(52.3%)                    |
| □的確な訳がとっさに出てこず、一度訳したものを言い直す 37(42.0%)          |
| □文法的な小さなミスをする 32(36.4%)                        |
| □小さな訳し落としをする 35(39.8%)                         |
| □訳語の選択ミスをする 23(26.1%)                          |
| □文全体の誤訳等、大きなミスをする 4(4.5%)                      |
| □ひとつの文を訳し落とす等、大きなミスをする 4(4.5%)                 |
| □その他 5(5.7%)                                   |
|  |
| 17. 法廷通訳をしていて、以下のような心理的負担を感じたことはありますか。(複       |

数回答可) (N=101)

2012 法廷通訳の仕事に関する調査報告書(PDF版)

□公の場で通訳することに、プレッシャーを感じる 52(51.5%)

| <ul> <li>□事件のことを思い出し、PTSD のような症状が出る 4(4.0%)</li> <li>(PTSD:心的外傷後ストレス障害。事件の出来事をまるで自分が体験あるいは目撃したように感じ、恐怖やイライラの症状がでる)</li> <li>□守秘義務があるので、事件のことを他人に話せずストレスがたまる 18(17.8%)</li> <li>□誰かに誤訳や訳し落としを指摘されて、批判を受けるのではないかと不安に思う 35(34.7%)</li> <li>□自分の誤訳や訳し落としにより、他人の人生が左右されることに不安を覚える 33(32.7%)</li> <li>□犯罪者と間近に接することに、嫌悪や恐怖を感じる 11(10.9%)</li> <li>□被告人に感情移入してしまい、被告人を気の毒に思い、ずっと気になる 10(11.0%)</li> </ul> |
|--|
| 日撃したように感じ、恐怖やイライラの症状がでる) □守秘義務があるので、事件のことを他人に話せずストレスがたまる 18(17.8%) □誰かに誤訳や訳し落としを指摘されて、批判を受けるのではないかと不安に思う 35(34.7%) □自分の誤訳や訳し落としにより、他人の人生が左右されることに不安を覚える 33(32.7%) □犯罪者と間近に接することに、嫌悪や恐怖を感じる 11(10.9%) □被告人に感情移入してしまい、被告人を気の毒に思い、ずっと気になる   |
| <ul> <li>□守秘義務があるので、事件のことを他人に話せずストレスがたまる 18(17.8%)</li> <li>□誰かに誤訳や訳し落としを指摘されて、批判を受けるのではないかと不安に思う 35(34.7%)</li> <li>□自分の誤訳や訳し落としにより、他人の人生が左右されることに不安を覚える 33(32.7%)</li> <li>□犯罪者と間近に接することに、嫌悪や恐怖を感じる 11(10.9%)</li> <li>□被告人に感情移入してしまい、被告人を気の毒に思い、ずっと気になる</li> </ul>  |
| <ul> <li>□誰かに誤訳や訳し落としを指摘されて、批判を受けるのではないかと不安に思う 35(34.7%)</li> <li>□自分の誤訳や訳し落としにより、他人の人生が左右されることに不安を覚える 33(32.7%)</li> <li>□犯罪者と間近に接することに、嫌悪や恐怖を感じる 11(10.9%)</li> <li>□被告人に感情移入してしまい、被告人を気の毒に思い、ずっと気になる</li> </ul>   |
| <ul> <li>う 35(34.7%)</li> <li>□自分の誤訳や訳し落としにより、他人の人生が左右されることに不安を覚える 33(32.7%)</li> <li>□犯罪者と間近に接することに、嫌悪や恐怖を感じる 11(10.9%)</li> <li>□被告人に感情移入してしまい、被告人を気の毒に思い、ずっと気になる</li> </ul>   |
| <ul><li>□自分の誤訳や訳し落としにより、他人の人生が左右されることに不安を覚える<br/>33(32.7%)</li><li>□犯罪者と間近に接することに、嫌悪や恐怖を感じる 11(10.9%)</li><li>□被告人に感情移入してしまい、被告人を気の毒に思い、ずっと気になる</li></ul>  |
| 33(32.7%) □犯罪者と間近に接することに、嫌悪や恐怖を感じる 11(10.9%) □被告人に感情移入してしまい、被告人を気の毒に思い、ずっと気になる   |
| □犯罪者と間近に接することに、嫌悪や恐怖を感じる 11(10.9%)<br>□被告人に感情移入してしまい、被告人を気の毒に思い、ずっと気になる  |
| □被告人に感情移入してしまい、被告人を気の毒に思い、ずっと気になる  |
|  |
| 10/11/09/  |
| 12 (11. 9%)  |
| □その他 7(6.9%)   |
|  |
| 18. 法廷通訳の報酬についておたずねします。通訳報酬は、適正だと感じますか。  |
| (N=100)  |
| □多い 1(1.0%) →19へ   |
| $\square$ どちらかといえば多い $5(5.0\%)$ $\rightarrow 19$ へ   |
| □適正 27 (27.0%) →19へ  |
| □どちらかといえば少ない 48(48.0%) →18-1へ  |
| □少ない 19(19.0%) →18-1へ  |
|  |
| 18-1.「通訳報酬が少ない」とお感じの方におたずねします。   |
| 「通訳報酬が少ない」と思われる理由は何でしょうか。(複数回答可) (N=67)  |
| □公判の前に関係書類(起訴状、冒頭陳述等)を翻訳する時間に、報酬がない  |
| 53 (79. 1%)  |
| □他の通訳の仕事(会議通訳等)と比べて、報酬が低い 35(52.2%)  |
| □責任の重さに比べて、報酬が低い 55(82.1%)   |
| □その他 6(9.0%)   |
|  |
| 19. 法廷通訳の報酬について、問題を感じていることがあれば教えてください。   |
| (複数回答可) (N=91)   |
| □通訳料の算定基準があいまいである 57(62.6%)  |
| □通訳料の明細がわからない 59(64.8%)<br>□能力の差が報酬に反映されず、ビギナーもベテランも拘束時間により同じ報酬  |

| - + 7 00 (11 00/) |  |
|-------------------|--|
| である 38(41.8%)     |  |
| □事件の難易度が報酬に反映     | :されず、拘束時間により同じ報酬である                    |
| 48 (52. 7%)       |  |
| □その他 12 (13.2%)   |  |
|                   |  |
| 20. 裁判員裁判の導入による通  | 訳人の負担増についておたずねします。                     |
| 裁判員裁判の通訳経験がおありて   | ですか。証人の通訳等、部分的なご担当も含みます                |
| (回答必須) (N=101)    |  |
| □はい 39(38.6%)     | →20-1^                                 |
| □いいえ 62(61.4%)    | →20-2^                                 |
|                   |  |
| 20-1. 裁判員裁判の経験だ   | がおありの方におたずねします。                        |
| 裁判員裁判になって、通訳人の    | )負担が増えたと感じますか。(N=38)                   |
| □とても増えた 16(42.1%) | →20-3^                                 |
| □少し増えた 16(42.1%)  | →20-3^                                 |
| □変わらない 6(15.8%)   | →21^                                   |
| □少し減った 0(0.0%)    | →21^                                   |
| □かなり減った 0(0.0%)   | →21^                                   |
|                   |  |
| 20-2. 裁判員裁判の経験だ   | がない方におたずねします。                          |
| 裁判員裁判の経験がない理由を    | E教えてください。 (N=62)                       |
| □まだ依頼がない 57(91.9  | %) →21^                                |
| □依頼があったが断った 5     | $(8.1\%) \rightarrow 20 - 2 - 1 \land$ |
|                   |  |
| 20-2-1. 裁判員裁判の選   | <b>通訳依頼を断った方へおたずねします。</b>              |
| 裁判員裁判の通訳を断った理由    | 日を教えてください。(複数回答可) (N=5)                |
| □自分の能力ではまだ無理だ     | ごと思う 2(40.0%)                          |
| □法曹三者以外の「市民」カ     | ぶたくさんいる場での通訳には抵抗がある                    |
| 1 (20.0%)         |  |
| □長時間拘束されたくない      | 2 (40. 0%)                             |
| □その他 3(60.0%)     |  |
|                   |  |
| 20-3. 裁判員裁判で負担な   | が増えたと思う方におたずねします。                      |

裁判員裁判により負担が増えたと感じる原因は、何だと思いますか。(複数回答可) (N=32)

| <ul> <li>□ (1日ないしは1週間の中で)拘束時間が延びた 19(59.4%)</li> <li>□集中審理開始前に翻訳が必要となる書類が多く、準備をする時間が足りない 21(65.6%)</li> <li>□集中審理で連日公判があり、翌日の公判関係書類の翻訳など準備をする時間が足りない 23(71.9%)</li> <li>□裁判員の発言がわかりにくい、訳しづらい 6(18.8%)</li> <li>□裁判員が「市民感覚」で的外れの質問をする 6(18.8%)</li> <li>□負担が大きい割に報酬が変わらない 10(31.3%)</li> <li>□チーム通訳の相手と気が合わない 6(18.8%)</li> <li>□チーム通訳の相手と能力レベルに差がある 5(15.6%)</li> <li>□チーム通訳をしたため報酬が減った 7(21.9%)</li> <li>□その他 3(9.4%)</li> </ul> |
|---|
| あなたご自身についておたずねします。答えられる質問にだけお答えください。  |
| 21. 性別 (N=100)  □男性 38(38.0%)  □女性 62(62.0%)  |
| 22. 現在の居住地(回答必須) (N=101)  □北海道・東北地方 4(4.0%)  □首都圏 (東京、埼玉、千葉、神奈川) 40(39.6%)  □関東地方 (首都圏以外) 4(4.0%)  □東海地方 19(18.8%)  □甲信越地方 1(1.0%)  □北陸地方 0(0.0%)  □近畿地方 25(24.8%)  □中国地方 2(2.0%)  □四国地方 0(0.0%)  □九州・沖縄地方 4(4.0%)  □日本国外 (仕事がある時に来日する等) 2(2.0%)  |
| 23. 年齢(回答必須) (N=101)  |

□30歳以下 4(4.0%)

| □ 3 1 - 4 0 歳 18(17.8%)                |
|--|
| □ 4 1 − 5 0 歳 45 (44.6%)               |
| □ 5 1 − 6 0 歳 24(23.8%)                |
| □ 6 1 歳以上 10(9.9%)                     |
|  |
| 24. あなたが一番理解しやすい言語(第一言語)についておたずねします。   |
| あなたの第一言語は何ですか。(回答必須) (N=101)           |
| □日本語以外 26(25.7%) →24-1へ                |
| □日本語 56(55.4%) →24-2へ                  |
| □日本語と日本語以外のバイリンガル (両言語とも同程度に理解する)      |
| $19(18.8\%) \rightarrow 24-3 \land$    |
|  |
| 24-1. 第一言語が日本語でない方におたずねします。            |
| あなたの第一言語は何ですか。(複数回答可) (N=24)           |
| □中国語(北京語) 7(29.2%)                     |
| □中国語(広東語) 1(4.2%)                      |
| □中国語(台湾語) 1(4.2%)                      |
| □中国語(その他) 0(0.0%)                      |
| □韓国·朝鮮語 7(29.2%)                       |
| □ポルトガル語 1(4.2%)                        |
| □フィリピン(タガログ)語 2(8.3%)                  |
| □スペイン語 0(0.0%)                         |
| □ベトナム語 0(0.0%)                         |
| □タイ語 1(4.2%)                           |
| □英語 2(8.3%)                            |
| □ペルシア語 5(20.8%)                        |
| □シンハラ語 0(0.0%)                         |
| □その他 2(8.3%)                           |
|  |
| 24-1-1. 日本語能力を示す資格をお持ちであれば、自由にお書きください。 |
| (日本語能力試験N1、等)                          |
| (省略)                                   |
|  |

| 24-2. 第一言語か日本語の力におたずねします。              |
|--|
| 法廷通訳に使う言語を、どのように習得しましたか。(複数回答可) (N=56) |
| □独学 17(30.4%)                          |
| □日本国内の学校で勉強した(中学校、高校、語学学校、専門学校、大学等)    |
| 35 (62. 5%)                            |
| □その言語を使う国の学校で勉強した(語学学校、専門学校、大学等)       |
| 31 (55. 4%)                            |
| □その他 5(8.9%)                           |
|  |
| 24-2-1. 法廷通訳に使う言語の運用能力を示す資格をお持ちであれば、自由 |
| にお書きください。(〇〇検定△級、等)                    |
| (省略)                                   |
|  |
|  |
|  |
| 24-3. バイリンガルの方におたずねします。日本語と、何語とのバイリンガル |
| ですか。(複数回答可) (N=18)                     |
| □中国語(北京語) 5(27.8%)                     |
| □中国語 (広東語) 0(0.0%)                     |
| □中国語(台湾語) 2(11.1%)                     |
| □中国語(その他) 0(0.0%)                      |
| □韓国・朝鮮語 4(22.2%)                       |
| □ポルトガル語 2(11.1%)                       |
| □フィリピン(タガログ)語 0(0.0%)                  |
| □スペイン語 4(22.2%)                        |
| □ベトナム語 1(5.6%)                         |
| □タイ語 0(0.0%)                           |
| □英語 1(5.6%)                            |
| □ペルシア語 0(0.0%)                         |
| □シンハラ語 0(0.0%)                         |
| □その他 2(11.1%)                          |

| 24-3-1. 法廷通訳に使う言語の運用能力を示す資格をお持ちであれば、自由にお書きください。(○○検定△級、等) |
|---|
| (省略)  |
| 25. あなたの学歴についておたずねします。あなたの最終学歴を教えてください。                   |
| (日本以外の国で教育を受けた方は、教育年数を目安に、日本の学校制度に相当する                    |
| ものをお答えください。) (N=100)                                      |
| □中学卒業(教育年数9年) 0(0.0%)                                     |
| □高校中退 0(0.0%)   |
| □高校卒業(教育年数12年) 3(3.0%)                                    |
| □短大・専門学校中退 2(2.0%)  |
| □短大・専門学校卒業(教育年数14年) 3(3.0%)                               |
| □大学中退 4(4.0%)   |
| □大学卒業(教育年数16年) 39(39.0%)                                  |
| □大学卒業以上(大学院等)(教育年数17年以上) 46(46.0%)                        |
| □その他 3(3.0%)  |
| 26. あなたの暮らし方についておたずねします。                                  |
| あなたの世帯構成を教えてください。(「配偶者」には結婚していない同居パートナー                   |
| を、「親」には自分の親と配偶者の親を含めてお答えください。) (N=99)                     |
| □ひとり暮らし 17(17.2%)   |
| □自分と配偶者 18(18.2%)   |
| □自分と子ども (ひとり親世帯) 8(8.1%)                                  |
| □自分と親 9(9.1%)   |
| □自分と配偶者と子ども 38(38.4%)                                     |
| □自分と配偶者と親 5(5.1%)   |
| □自分と配偶者と子どもと親 (3世代同居) 3(3.0%)                             |
| □友人等とのルームシェアリング 0(0.0%)                                   |
| □その他 1(1.0%)  |
|   |

27. あなたの世帯にとって、あなたは家計の主な担い手ですか。 (N=99)

□はい、私の収入が世帯(家族)の主な収入です。 49(49.5%)

| □いいえ、配偶者または親が主に家計を担っており、私の収入は補助的です。<br>23(23.2%) |
|--|
| □私と配偶者(または親)の共働きで同じ位の収入を得て家計を担っています。             |
| 24 (24. 2%)                                      |
| □その他 3(3.0%)                                     |
| 28. あなた「個人」の主な収入源は何ですか。 (N=98)                   |
| □司法通訳・翻訳(法廷、警察、検察庁等) 24(24.5%)                   |
| □語学学校や大学での <u>非常勤</u> 講師職 12(12.2%)              |
| □語学学校や大学での <u>常勤</u> 講師職 12(12.2%)               |
| □司法以外の分野の翻訳・通訳 27(27.6%)                         |
| □上記に含まれない被雇用者(会社員、パート・アルバイト等) 16(16.3%)          |
| □上記に含まれない自営業(会社・商店経営等) 2(2.0%)                   |
| □不労所得(家賃収入、株の配当金等) 0(0.0%)                       |
| □その他 5 (5.1%)                                    |
|  |
| 29. 法廷通訳について、お考えのことや苦労話を自由にお書きください。              |
| (21-34 ページをご参照下さい)                               |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 30. ご連絡先について                                     |
| 調査結果の報告書の送付を希望されますか。(2013年3月頃にお送りする予定です)         |
| (回答必須)   |
| □PDF版を希望する →31にメールアドレスをお書きください。                  |
| □印刷物を希望する →33にご住所とお名前をお書きください。                   |
| □希望しない   |
| 31. 報告書(PDF版)の送付を希望される場合は、メールアドレスをお書きくだ          |
| さい。  |

32. 謝礼(図書カード1000円分)を、お送りしてよろしいでしょうか? (回答

| 必須)  |         |
|------|---------|
| □はい、 | 受け取ります。 |

□いいえ、謝礼は不要です。

33. 謝礼をお送りしてよい場合、郵便番号とご住所(郵便物の送付先)、お名前をお書きください。 確実に郵便物が届くよう、ご住所とお名前を全て(略さずに)ご記入ください。(謝礼はいらないが報告書の印刷物は欲しいという方も、こちらに送付先をお書きください。)

| <u>Ŧ</u> |     |
|----------|-----|
| ご住所      | お名前 |
|          |     |

34. 今後、「法廷通訳の負担を軽減するための具体的な方策」をテーマに、インタビューを計画しています。ご協力いただけますでしょうか? (回答必須)

- □協力する。連絡をもらってよい。
- □協力できない。

35. インタビュー調査にご協力いただける方で、上にメールアドレスを書いておられない場合は、こちらにお書きください。

これでアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

# 6. Summary of Results of the Survey

The respondents of the Survey are persons with the experience of interpreting in courts of law in Japan. Majority of the 101 respondents are in their 40s, highly educated and have the experience of language training either in Japan and/or overseas. Further, relatively large number of female respondents indicates that women form a significant group of experts in this language-related field. The languages of interpretation the respondents work with vary largely from languages such as English or Chinese to rarer languages such as Persian or Indonesian. Many of the respondents indicated "contribution to society" or "making use of their linguistic skills" as their motivation for working as court interpreters.

Court interpreters feel that the three parties of the judicial community (i.e. judges, prosecutors and defense counsels), often fail to use the subject of the sentence or the predicate clearly or use long sentences, thus making the utterance difficult to translate. On the other hand, however, they feel that their work is meaningful, yet often accompanied by stress and fatigue. Also, 80% of the 39 respondents who have the experience of working at lay judge trials stated that the burden on the interpreter had increased due to the intensive hearings conducted under the lay judge system.

In the survey's box provided for free remarks, the respondents expressed their wishes such as to be given more time for translation of documents (i.e. opening statements etc.) before the trial, clarifying the basis for calculating the interpretation fee, increasing training opportunities or providing interpreters with rest spaces within the court house.

### Outline of the Survey

▼Research body: University of Shizuoka Court Interpreters Research Team. Members: Kaoru Mizuno (representative; associate professor at University of Shizuoka, Japanese-language education), Mamoru Tsuda (professor at Osaka University, interpreting and translation studies; court interpreter), Sachi Takahata (associate professor at University of Shizuoka, sociology; court interpreter; person-in-charge of the survey), Shizuka Sakamaki (full-time lecturer at University of Shizuoka, international law), Naoka Mori (full-time lecturer at University of Shizuoka, Spanish literature) ▼Objectives: (1) clarifying what changes in the system of court interpreting

need to take place in order to lessen the burden on the interpreters; (2) proposing improvements for such changes ▼Respondents: persons with the experience of court interpreting in Japan ▼Survey methodology: combination of survey forms to be filled out either on paper or online (Google Form); sampling method: snowball sampling ▼Language used in the survey form: Japanese ▼Survey period: December 8, 2012 through January 31, 2013 ▼Number of survey forms distributed: printed forms: 50, number of forms filled out online: unreckonable ▼Number of forms collected from the respondents: 101 ▼Valid forms: 101 ▼Office in charge: Sachi Takahata's office, School of International Relations, University of Shizuoka.

Women account for two thirds of all respondents. Large number of respondents are in their 40s and live mainly in urban areas of Tokyo Metropolitan Area, Kinki and Tōkai Regions. Many respondents have either undergraduate or graduate degrees and half are Japanese native speakers.

▼Out of 100 respondents who answered their gender, 62 (62.0%) are female, and 38 (38.0%) male. Most numerous age group is the forties (44.6%). ▼Region inhabited mostly is Tokyo Metropolitan Area (39.6%). ▼Most numerous educational background: undergraduate level or higher (graduate degrees) (46.0%). ▼Japanese is the native language for most respondents (55.3%). However, the results show that the respondents include 26 (25.7%) non-native (foreign-born) Japanese speakers who came as students, mastered Japanese and started working as court interpreters.

Household composition: married couples with child/ren – approximately 40%. Half of respondents play the role of main breadwinner in their households and many indicate interpreting and translation in fields other than legal as their main source of income.

▼Households of many respondents take the form married couples with child/ren (38.4%), followed by married couples without children (18.2%) and singles (17.2%).
▼Respondents as main breadwinners account for 49.5%.
▼Respondents' main source of income is as follows: (1) interpreting and translation in fields other than legal (27.6%); (2) legal interpreting and translation (23.5%); (3) employment in non-language related fields (16.3%). The total of part-time and full-time teachers of language schools or universities is 24.4%. This shows that most of the respondents are working as professionals in language field.

Motivation for working as a court interpreter: (1) making use of one's linguistic skills; (2) contributing to society; (3) court interpreting leads to improving one's skills. Many interpreters expressed their wish to undertake this line of work by contacting the courts themselves.

Notivation for working as a court interpreter (multiple answer): (1) making use of one's linguistic skills (67.0%); (2) contributing to society (61.0%); (3) court interpreting as a mean to improve one's skills (57.0%); (4) fulfilling one's mission as a person fluent in a foreign language (51.0%); (5) taking on new challenges (48.0%). ▼On the other hand, respondents motivated by attractive interpretation fees are in minority (15.0%). Not of the respondents (46.0%) stated that they contacted the court themselves expressing their wish to work as court interpreters.

Interpretation languages used most often: English, Chinese (Mandarin Chinese), Korean and Spanish. The results also show the need for minority languages such as Indonesian or Persian.

▼English is the language used by the largest number of respondents (20.8%), followed by Chinese (Mandarin Chinese, 13.9%), Korean and Spanish (11.9% for both languages). ▼Other languages include Indonesian, Malay, Persian, Hebrew, Swedish, Polish etc.

The period of time when the respondents started court interpreting ranges from 1986 to 2012. Number of cases covered ranges from "10 or less" to "201 or more". Respondents with more cases in their experience are often residents of Tokyo Metropolitan Area, where cases involving foreign citizens are more common. Further, many respondents have also the experience of interpreting during investigations by the police or the Public Prosecutor's Office. Lay judge trials account for one third of all cases covered by the respondents.

▼Respondents started working as court interpreters in various periods of time, ranging from 1986 to 2012, however the largest number of respondents first engaged in this line of work between 1996 and 2000. The most numerous number range of cases covered is "1 to 10" (31.7%), followed by "201 cases or more" (18.8%). ▼Respondents covered cases under the jurisdiction of the following high courts (multiple answer): Tokyo High Court (53.5%); more cases involving foreign citizens and interpreters can be found in the metropolitan area. ▼Many respondents are also involved as interpreters not only in the courtroom but also during investigations conducted by the

police or the Public Prosecutor's Office. ▼39 respondents (38.6%) have the experience of interpreting at a lay judge trial, some of whom started working as court interpreters in 2012 and have been involved mainly with this type of court proceedings. ▼Approximately half of the respondents believe that they are "mid-career" court interpreters.

Over 80% of the respondents feel that the three parties of the judicial community use utterances difficult to translate. Utterances by judges are considered relatively easy to translate. Factors deciding whether or not an utterance is relatively easy to translate include matters such as clear indication of subject and predicate of the sentence, brevity and clear structure of the sentence.

- ▼Respondents who believe that the three parties of the judicial community "often" or "sometimes" use utterances difficult to translate account for 87.0% of all answers.
- ▼ Utterances considered relatively easy to translate are those given by judges (49.5%).
- ▼ Reasons for an utterance being easy to translate are: (1) the subject and predicate of the sentence are clearly indicated, single sentences are short (both 62.0%); (2) easy to understand the structure of the sentence (60.0%); (3) appropriate speed (58.0%).

Utterances by prosecutors are relatively the most difficult to translate out of the three parties of the judicial community. The reason for this is that the prosecutors usually use long sentences of unclear structure and that it is hard to grasp the intention of the utterance.

▼On the other hand, utterances by prosecutors are considered relatively difficult to translate (42.0%). ▼As the reasons for this, the respondents mention: (1) unclear structure of the sentence (58.6%); (2) single sentences being too long (56.6%); (3) hard to grasp intention of the utterance (52.5%).

Nearly 90% of respondents feel stress and fatigue related to their work as court interpreters. This leads to interruptions in concentration, inability to use the correct term immediately and anxiety of committing an error.

▼88 respondents (87.2%) stated that they feel stress or fatigue due to their work as court interpreters either "often" or "sometimes". ▼As causes for such stress and fatigue, the respondents mention (multiple answer): (1) hardship in maintaining concentration (54.5%); (2) struggle in finding the right phrase on the spot (52.3%) and

- (3) anxiety of committing an error (45.5%). As a result, some respondents state that:
- (4) they fail to produce an accurate translation and need to restate and rephrase their utterance (42.0%) and (5) they miss small portions of the original utterance (39.8%).

Court interpreters feel a heavy psychological burden. They feel anxious that the pressure of interpreting in a public space, criticism they might face in case of errors in interpretation or their failing to translate the original utterance fully, might have a great impact on the defendant's life.

▼ As factors of psychological burden on court interpreters, the respondents mentioned (multiple answer): (1) pressure related to interpreting in a public space (51.5%); (2) anxiety of criticism due to indicating of errors in interpretation (34.7%); (3) impact of their errors or failure to translate the original utterance fully may have on other people's (defendants etc.) lives (32.7%).

Two thirds of the respondents believe that the interpretation fee is insufficient. As the main reasons for this they state that: (1) the interpretation fees are relatively low comparing to the heavy responsibility of their work and (2) they receive no reward for translating documents before the trial. Further, the respondents state that the details and basis for calculating the interpretation fees are unclear.

▼The number of respondents who answered that the interpretation fee is either "low" or "rather low" account for 67.9% of given answers. Reasons for this (multiple answer) include (1) interpretation fee being too low comparing to the heavy responsibility (82.1%); (2) no reward for translating relevant documents before the trial (79.1%) and (3) low interpretation fee comparing to fees paid in fields other than legal (52.2%).

▼ Matters of concern related to interpretation fee indicated by the respondents are as follows: (1) unclear details (64.8%); (2) vague basis for calculating the interpretation fees (62.6%); (3) level of complexity of the case does not influence the payment (52.7%) and (4) the payment does not reflect the difference between skills of particular interpreters (41.8%).

80% of the 39 respondents having experience of lay judge trials feel their burden has increased due to implementation of the new trial system. As the reasons for this, they mention: (1) proceedings continue for several days in a

# row, (2) insufficient time to translate numerous necessary documents and (3) longer hours interpreters need to spend in court.

▼84.2% of the 39 respondents having experience of lay judge trials feel that the burden on the interpreter has either "significantly" or "somewhat" increased due to the implementation of the system. ▼This is caused by: (1) proceedings continuing for several days in a row leading to the interpreter having insufficient time to prepare for the next day (71.9%); (2) insufficient time to translate numerous necessary documents (65.6%) and (3) longer hours interpreters need to spend in court (59.4%).

## (Note)

Please refer to page no. 35-49 (in Japanese) as well, as it demonstrates survey forms with numerical values in simple tabulation.

(Translation from Japanese to English by Jakub Marszalenko)

## くご注意>

- (1) これは、「2012 法廷通訳の仕事に関する調査報告書」の PDF 版です。印刷して出版した報告書(無料)もございますので、ご希望の方は下記の事務局・高畑へご請求ください。
- (2) この報告書にある記述を転載・引用される場合は、引用元として「高畑幸・水野かほる・津田守・坂巻静佳・森直香、2013、『2012 法廷通訳の仕事に関する調査報告書』静岡県立大学法廷通訳研究会」と表記してください。

### <静岡県立大学法廷通訳研究会>

代表 水野かほる 静岡県立大学国際関係学部 准教授 (日本語教育)

津田 守 大阪大学グローバルコラボレーションセンター 教授 (通訳翻訳学)

高畑 幸 静岡県立大学国際関係学部 准教授 (社会学) 坂巻静佳 静岡県立大学国際関係学部 専任講師 (国際法)

森 直香 静岡県立大学国際関係学部 専任講師 (スペイン文学)

(所属・職名はいずれも2013年3月現在)



# 2012 法廷通訳の仕事に関する調査報告書 PDF 版

## 編集•発行 静岡県立大学法廷通訳研究会

2013年3月20日

高畑幸 水野かほる 津田守 坂巻静佳 森直香

事務局: 〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52-1

静岡県立大学国際関係学部・高畑研究室 メール: takahata@u-shizuoka-ken.ac.jp

統計処理・図表作成協力:山本紗佑里 表紙イラスト:榎本よしたか 印刷:池田屋印刷株式会社

### 2012 Court Interpreters in Japan Survey Report

Edited and Published by University of Shizuoka Court Interpreters Research Team March 20, 2013

Address: c/o Sachi Takahata, School of International Relations, University of Shizuoka

52-1 Yada, Suruga-ku, Shizuoka City, Shizuoka 422-8526 Japan Email: takahata@u-shizuoka-ken.ac.jp